

第百二十六回国会
衆議院
内閣委員会
議録
第四号

平成五年三月二十五日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 牧野 隆守君

理事 浅野 勝人君

理事 福田 康夫君

理事 山元 勉君

理事 今津 寛君

理事 大野 明君

理事 佐藤 謙一郎君

理事 野田 実君

理事 鳩山 邦夫君

理事 大出 俊君

理事 佐藤 観樹君

理事 元信 堯君

理事 東 祥三君

理事 和田 一仁君

出席國務大臣

外務大臣 渡辺美智雄君

内閣官房長官 河野 洋平君

出席政府委員

内閣総理大臣官 高岡 完治君

房審議官 柳井 俊二君

国際平和協力本 萩 次郎君

部事務局次長 増島 俊之君

総務庁行政官 稲葉 清毅君

局長 林 貞行君

総務庁恩給局長 津守 滋君

外務大臣官房長 荒 義尚君

外務大臣官房審 池田 維君

議官 外務大臣官房領 事移住部長

外務省アジア局 長

外務省欧亜局長 野村 一成君

外務省中近東ア 小原 武君

外務省条約局長 丹波 實君

外務省国際連合 局長 森谷 治彦君

委員外の出席者

法務省入国管理 局長 杉内 直敏君

文部省教育助成 局長 齊藤 秀昭君

局海外子女教育 課長 齊藤 秀昭君

内閣委員会調査 室長 松村 淳治君

委員の異動

三月二十三日

辞任 東 祥三君

補欠選任 日笠 勝之君

同日 東 祥三君

補欠選任 日笠 勝之君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

補欠選任 東 祥三君

同日 日笠 勝之君

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○牧野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口健二君。

○田口委員 私は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、ただいまから質問をさせていただきます。

まず初めに外務大臣にお尋ねいたしますが、去る一月二十二日の本会議における官澤総理の施政方針演説に続いて、渡辺外務大臣から外交に関する演説がございましたが、その演説の中で大臣から最後に、今や外交活動は日常生活に直接影響するようになり、外交と内政は一体である、そのためわかりやすい外交を目指して努力をする、また、正確に国際情勢を分析し、適切かつ機動的な外交活動を展開していく頼もしい外務省とするために、それを支える外交実施体制と諸機能の強化に努めてまいるとの発言があったことは、記憶に新しいところであります。

そこで、まず平成五年度の予算においてとられまして外交実施体制の強化に向けての外務省の機構改革について御説明をいただきたいと思っております。また、機構改革に伴う定員増などあれば、その点についてもお知らせをいただきたいと思っております。

○渡辺国務大臣 骨組みだけから御答弁いたします。

まさに私はわかりやすい外交ということを申し上げました。これは、もう言うまでもなく、日本

が貿易大国として世界じゅうを相手に取引をし今日の繁栄を得ておるわけでございますから、やはり世界のどの国とも関係が、大小にかかわらずございます。したがって、一国との争いか一國との何か問題があると、それが国内的にも必ず反作用といえます。響いてくるという状況にございす。したがって、外交の先見性とか外交の実力というか実行力というか、そういうようなところが非常に重要でございまして、ただ単にその場限りの、一時逃れのというわけにはいかぬわけでありす。したがって、そういうような意味から、外交の実施体制の強化ということが非常に重要だ。そういうようなことで、今まで外務省は縦割りだけで横の連絡というものがやもすると問題があったところでございす。総合的な外交を展開していくためには、機能的に外務省が横もきちつと連絡がとれるというようにしていくことがいいたろう。

こういうような観点から、国際連合局を総合外交政策局、こういうように発展的に改組するということとしたわけであります。具体的に申し上げますと、総合的、中長期的な外交政策の企画立案、実施の総括を担当する総合外交政策局の本体をまづつくる。そして、環境、人権、難民等の国際社会全体に共通する問題を掌握する国際社会協力部というものをその中につくる。また、外交上重要な実務である軍備管理・軍縮、科学、原子力等の分野を総括、整理する軍備管理・科学審議官、これを設置するということが一つ。もう一つは、情報調査局というのがありますが、これを情報機能の特化させるために国際情報局というように改組する。そして、この総合外交政策局と国際情報局の新設に伴って、今までいろいろな局に属しておった課その他の調整をいたすこととしたわけでありす。

また、これに対する定員増でございす。一応平成五年度の定員増は大蔵省の御理解が得られまして、百四十名純増をすることになりました。それを本省で四十名、在外公館で百名というふう

に分けることにいたしました。また、機構改革による新設部局の定員でございす。内訳を申し上げますと、総合外交政策局が百五十三名、既存の定員百四十四名プラス新規増九名、国際情報局が五十六名ですが、既存の四十九名プラス新規増七名、こういうふうにしたというのが大まかな骨組みでございす。

それ以上の詳しいことについては事務局から必要に応じて答弁をさせます。

○田口委員 次に総務庁にお尋ねをいたしますけれども、この外交実施体制の強化の必要性については、いわゆる第三次行革審の第一次答申、これは平成三年七月四日付のものであります。ここで指摘をされておりました。この答申の中で今後の我が国外交のあり方について具体的に改革すべき事項がずつと列挙をされていす。その中で、今外務大臣から御答弁がございました外務省自身の改革はもちろんであります。外務問題の迅速、的確かつ一体的な処理のため、外務省と各行政分野の担当省庁は、緊密な連携を取りつつ相互信頼関係に基づく的確な情報の交換と十分な意思疎通を図る。こういうふうな指摘をされていす。

また、平成四年十二月二十六日に閣議決定をされましたいわゆる平成五年度の行革大綱の中で、外務省については、「我が国の国際化の進展に対応して、外交実施体制の見直しを図りつつ、人員面を含めた体制の整備を進める。」というふうなこともまた指摘をされていす。外務省本省内部部局については、今もお話がありました「スクラップ・アンド・ビルド」の原則の下に、平成五年度に外交政策の企画立案、情報の収集・分析機能を中心に再編成を行う。その他の省庁についても同様に「スクラップ・アンド・ビルド」の原則の下に、対外政策担当部門の体制の整備を進める。というふうな書いてあるわけでありす。

そこで、この指摘に基づいた外務省以外の省庁の機構がこの平成五年度にどのように改革をされていこうとおられるのか、総合監査官庁である総務庁の方からその辺の状況について御報告をいた

だきたいと思ひますし、もしそういうことがないということであれば、なぜそうなっておられるのか、この辺についてもひとつ見解をお尋ねしたいと思ひます。

○増島政府委員 平成五年度でございす。外務省以外の省庁におきます対外政策担当の局あるいは部等の新設改廃の機構改革の予定はございせん。これは各省庁からの御要求がなかったわけにございす。ただ、施設等機関がございす。対外的な政策部門に係るものとしては、医療分野で我が国の国際貢献を一層推進するという観点から、厚生省に国立国際協力医療センターを設置をいたす予定でございす。国立病院医療センターそれから国立療養所の中野病院というのを統合いたしまして対応するということが一つございす。それからまた、農林水産省でございす。開発途上地域の農林水産分野におきます研究協力体制を強化するというところで、国際農林水産業開発研究センターを設置する予定でございす。これは熱帯農業研究センターを廃止いたしまして、これに対応するというところでございす。

以上でございす。

○田口委員 今総務庁からのお答えで、ちよつと私は疑問を持つのですが、確かに平成五年度予算、計画等の中で各省庁からそういう要請がなかった、だから総務庁としてはそういう今のお答えのようなことだろうと思うのですが、平成三年の今申し上げました第三次行革審の第一次答申の中で具体的にそのことが指摘をされ、具体的に列挙をされていすわけですね。それがこの平成五年度では極端に言ってもこもやらない。これは一体どういうことなんだろう。調整官庁としての総務庁がそういうふうな指導をすべきなのか、担当省庁としての外務省が各省庁に対するそういう働きかけ、あるいは政府自体がもつその辺に力を入れて全体的な総合調整を図っていく必要があるんじゃないか。

外務大臣は副総理でもいらっしゃるわけですから、その辺はどうでしょうか。外務省はもちろ

であります。各省庁についてもこういう外交実施体制の強化という点についてと政府は積極的に取り組みをやるべきではないだろうかと思いますが、大臣、その辺はいかがでしょうか。

○増島政府委員 先ほどの御説明に對しまして若干補足をさせていただきますのでございますが、先生御指摘のように、第三次行革審の一次答申で、国際化対応の体制というものを政府挙げて今後取り組んでいくという御指摘があり、またそれを行革大綱で受けまして進めているところでございます。

それで、平成五年度ではなくて平成四年度でございますけれども、郵政省でございますけれども、国際部門の対応を強化するというところで国際部の設置というものをいたしております。

それから、従来法律事項でありまして現在政令事項になっておりますことを念頭に置きながら御説明申し上げましたけれども、いわば課のレベルあるいは審議官のレベル、そういうことでございます。平成五年度におきまして、この国際関係部門を充実強化するという方向でいろいろな御要求があり、それにまた対応いたしておるわけでございます。

また、組織だけではございませんで、定員につきましても、内閣におきまして大変厳しい定員につきましての物の考え方、方針があるわけでございますけれども、そういう厳しい事情の中にあります。また、外交部門のみならず入国管理あるいは税関、外国人労働者行政あるいは国際医療協力あるいは貿易管理、こういう国際関係部門にきめ細かな対応を行っておるということでございます。

一応補足させていただきます。

○田口委員 次に、また外務省にお尋ねいたしますが、同じ第一次答申において、外交の実施体制の強化とあわせて「外交政策の機動的な展開を図るため、情報収集・分析活動を行うための専門家の計画的な育成に努める。その際、外務省内外から幅広い人材の確保・登用を図る。」というふう

にあります。この指摘を受けて、平成五年度の行革大綱では「外務省とその他の省庁及び都道府県等の間における人事交流を一層推進するとともに、大使、公使、政府代表等を始めとして、広く外務省、他省庁、民間から人材を積極的に起用する。併せて、外務公務員採用試験の改革を進める。」というふうにあるわけであります。このことについて、外務省職員以外からの大使などへの登用というお考えがあるのか、この辺をお伺いしたいと思っております。

○渡辺国務大臣 総務庁等の御配慮によって行革審の答申等が理解をされて、外務省の人員増というふうなものが年々実現してきているわけでございますが、枠をもちつたから何十人という人をふやすといつても、一人前の外交官にするのには、それは一年や半年でなれるものじゃないわけですから、やはり十年とか十五年とか年月が必要だ。しかし、その間ブランクでいいのかということになると、それもいかな。そういうようなこと等いろいろあるし、各省庁との連携プレーということが必要だという点から、今でもいわゆるアタッシェ制度といいますが、各省庁の横滑りの出向をたくさん受け入れてやっておるわけでございます。したがって、適材適所の人を採用するとい

うのは、何も外務省でなくてはならない、外務省の籍でなくてはならないというわけじゃないのですが、中心はもちろん外務省の人が当たるわけでございます。しかしながら、各省からも採用しておりますし、また、従来民間からもいい人がいる場合は採用をしておるというのが実情でございます。

大使、公使の問題につきましても、多いか少ないかというのはいろいろ議論のあるところでございます。いましようが、現在でもネパール大使は法務省から伊藤さんという方が来ておられ、それから自治省からも松田さんという方を大使に迎えようというところで、今待命中です。それから、駐ブルガリア大使として、通産省に長いことおった方ですが、藤原さんという人が今駐割している。それから、

駐アイルランド大使には、毎日新聞社に勤めておった方ですが、波多野さんという人を大使に平成二年からお願ひしているとか、それからアフリカのケニアには労働省から、佐藤ギン子さんという局長などをやられた方ですが、そういう方が大使として出ていくとか、さらに在イスタンブールには、平成元年から法務省におられた鶴田さんという方に大使になつてもらつておられるとか、できるだけ民間なり各省庁でも、大使としての人格、識見、またいろいろな今までのキャリア、経験、そういうようなものを見て、できるだけ今後とも十分御趣旨に沿うような点で我々は配慮していきたい、そう考えております。

○田口委員 次に、国際情勢に目を向けてみますと、今日の国際社会は、今までのような米ソの冷戦構造から新しい国際秩序に向けて過渡期特有の、非常に不安定であり、また不確実性が存在しているというふうな感じがしますが、例えばボスニア・ヘルツェゴビナにおける民族対立紛争、こういうものを見ればそのことが明らかになっておると思うのであります。こうしていつどこで起こるかもしれない事態に對する危機管理体制の強化というものの必要性については、さきの清岸危機の場合にも随分国会の中で議論をされてまいりました。

そこで、海外における緊急事態の際に、邦人が唯一頼りになる窓口というのはいわゆる在外公館である、こういうふうには私は思うわけであります。私も昨年の九月の十日から二十一日まで、内閣委員会の一員といたしまして、ロシア、ポーランド、ドイツなど欧州五カ国を視察をしてまいりました。この目で実際に見まして、まさに百聞は一見にしかずのことわざどおりの感じを持ったわけであります。そういう立場から幾つかの点を質問をさせていただきます。

まず、ロシア大使館ですね。この現状について、職員の定員並びに現地職員、あるいは今もお話がありましたアタッシェ等の内容、内訳、さらには施設の概要についてまず御説明を受けたいと思

います。

○林（貞）政府委員 お答え申し上げます。平成四年度末における在ロシア大使館の定員は五十六名でございます。このうち、アタッシェは十二名でございます。平成五年度の予算におきまして、七名の外務省員の増員及び一名のアタッシェの増員をいただきましたので、平成五年度末における定員は六十四名、うちアタッシェが十三名となる予定でございます。

現地職員についてのお尋ねでございますが、平成四年度末の時点で三十九名の現地職員が配置されております。

それから、ロシア大使館の施設についての御質問をいただきましたが、現在、在ロシア日本大使館は公邸及び事務所本館及び領事部等のある事務所別館から成っておりますが、いずれも借り上げの物件でございます。両物件とも狭隘かつ老朽化が進んでおまして、早急に施設整備を行うべく、ロシア側と現在鋭意協議を行つておるところでございます。

○田口委員 今ロシア大使館の現状について御説明がありましたが、私も、ロシア大使館に参りまして最初に気がついたのは、廊下に歴代大使の写真がずつと並べあつたわけですね。私は興味を持ってずつとそれを見てまいりました。日本とロシアの外交上の歴史というのでしようか、随分古いものだというのを改めてそのときに実感をいたしました。それにしても、その古い歴史を持つてゐる日本とロシアの関係、そして日本大使館の現状というのは全くびっくりいたしました。こんな狭いところで、建物自体もろくにないのではありませんが、借り上げ施設だということも聞きました。これが日本の在外公館の現状なのだろうかというのを初めて認識をしたわけであり

す。現地の話では、来年度予算というのか、平成五年度か平成六年度かちよつと聞き漏らしましたが、新たに大使館を建てかえるというふうな話もちよつと聞いておったのですが、それは現状とし

でどうなっていますでしょうか。

○林(員)政府委員 先生御指摘のとおり、現在のロシア大使館は大変狭隘であり、老朽化が進んでおりまして、深刻な状態にございます。既に土地の確保はしておりますので、そこに新しい建物を建てるということで検討が進められております。

具体的には、昭和五十三年と五十四年の両年度におきまして土地の確保をいたしまして、その敷地に公邸と事務所両方を新築するという計画をつくりましてロシア側と協議しておいたわけですが、その後、建築方法、具体的には警備、保秘等の問題点が出てまいりました。そういうことで、根本的にこの計画を見直す必要があるという私どもの結論になりまして、平成三年度より今後の計画構想について練り上げるための調査費をお願いしていた次第でございます。

他方、この間にソ連の解体、それからロシア連邦というふうなロシア側の事情も大きく変わったわけでございます。これらを見きわめつつ早急に計画を進めるといことで、平成五年度の予算におきまして調査費千八百万円を計上させていただいております。これをもとに調査を進めていきたい、こういうふうにご考えております。

○田口委員 今御説明がございましたが、恐らく現状は、ロシア大使館に限らず、私も今回の視察の中で幾つかの箇所を回ってまいりました。終わった後に、ちょっとプライベートでありましたが、駐フランス大使館、当時あそこ同居をしておりましたOECDの大使館にも行って見てきたのですが、工事中ということもあったのでしようけれども、廊下まで本棚が並んでいる。私も各部屋全部ごあいさつに回りましたけれども、フランスのバリのど真ん中で、これが日本の大使館かと改めてびっくりしたのです。その後OECDの大使館が移ったという話もちょうど聞いておりますが、それも確認をしてみたいと思います。今申し上げましたように、ロシア大使館が一つの例であって、大体似たような状況にあるというのが今日の日本の在外公館の現状ではなからうか

というふうな気もするわけですね。これは何と申しても、今日の国際情勢の中、とりわけ国際情勢の中における日本の立場、あるいは在留邦人、海外進出企業も非常にふえてきている。観光客も非常にふえてきておる、いろいろな点を総合してみても、これらの在外公館の施設を含めた整備というものは急を要する問題ではないかというふうに申し上げておきたいと思うのです。

その中で、そういう在外公館に勤務する職員の問題。今度参りましたロシアあるいはポーランド、チェコ、いずれも不健康地域に属するのだからというふうに思っておりますが、こういうところで、気候も違う、風土、治安、医療あるいは経済、社会、文化、さまざまな違いの中で、厳しい条件の中で在外公館職員は勤務しておられるわけですね。こういう人たちの環境整備について外務省としてはどう考えておられるのか、あるいは平成五年度の予算の中で何らかの改善措置を具体的に考えておられるのか、その辺をひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

○林(員)政府委員 先生御指摘の厳しい勤務環境において勤務している職員への対策でございますけれども、従来から私も予算の範囲内においていろいろ工夫し、考えております。厳しい勤務環境において職員の負担をできるだけ軽減するという観点、それから、そういう中で職員ができるだけの外交活動ができるという観点から、健康管理対策、それから宿舎対策、物質対策、それからその他の福祉対策、この四つの柱をもちまして、いわゆる不健康地対策ということで私もやってきております。

それから、御質問の平成五年度の予算でございますが、不健康地対策といたしまして、全体として十八億七千四百百万円の予算をお願いしております。これは前年度比一五%の増でございます。この中には、勤務環境の著しく厳しい勤務地にいる職員の健康管理休暇というものがございまして、その健康管理休暇について本邦へ帰ることを新たに認めるということをお願いしております。

それから、不健康地対策の一端としてつくっております拠点公館というものがございまして。これは不健康地の公館を支援する公館ということでございまして、これも一公館、具体的にはマイアミ総領事館でございますが、中南米の公館を支援するという意味でマイアミの公館を認めていただきました。

それから、官費借り上げ宿舎の戸数の増、それから公用物質調達等の予算も拡充させていただきました。

それから、先ほど先生の御指摘にありましたOECDとバリの大使館でございますが、狭隘であることはもう御指摘のとおりでございます。五年度の予算をいただきましたしまして、五年度中にOECDの代表部が移るといことで現在進めておるところでございます。

○田口委員 今の点にちょっと関連をしてもう一点。私も現地に参りまして在外公館の職員の皆さんからいろいろな御要望、御意見等も聞いてきたわけですが、その中の一つに、ちょっと意外に思ったのが住宅手当の問題ですね。

館員の自宅、宿舎も何か所か拝見をさせていただきました。公使クラスになると、我々の通念の常識からいってなかなか立派な家だな、こう思ったのですが、お話を聞いておると、やはりそういう方たちの中には相当頻りに外国のお客さんを目にしてお招きをしているという会合を持たれる、それも外交の重要な一つのあり方だということに思っております。そうなる、なかなか適当な住宅を確保することができない。聞いてみると、現在支給の住宅手当では到底賄えない。相当の手出しをしなければならぬ。こういう実情を二、三カ所お聞きをしました。また、見ました。この住宅手当についてはどうお考えですか。私も外務省の方から資料をもらいまして、ただ、これは現地通貨で書いてあったので単純には比較はできないなと思ったのですが、これはちよつとそのまま放置しておくわけにはいかないんじゃないかというふうに思いますので、考え方を聞きしたいと思

ます。

○林(員)政府委員 先生御指摘のとおり、外交官の住宅というのは、住むということのみならず外交の推進という意味からも大変重要な場所でございます。

この住宅手当の予算につきましては、私どもは私どもなりにいろいろ努力をしております、五年度の予算総額は五十九億九千万円をいただいております。三、七%の増となっております。具体的に各地における限度額というものを設定してございますが、これは在外公館からの報告を受けまして、限度額を相当上回っている、住宅手当以外から自分のお金を出しているという実績を踏まえて、それで大蔵省と協議をしてそれをふやしていくというのが現状でございます。いわゆる後追いつき方式というところでございまして、これについての問題点はいろいろあるわけでございます。後追いつきではなくてもう少しふやせる方法はないか、そういうことも検討しているわけでございますけれども、なかなか厳しい予算の枠の中で難しい問題があるわけでございます。その他、個人の借り上げが非常に困難なような場合には官費の借り上げ制度とか、そういうもので工夫しております。御指摘を踏まえましてさらに努力したいと思

○田口委員 本来、こういう公邸並びに大使館員の住宅というのは、私は国有化をすべきであらうというふうに思いますが、なかなかそこまではいかないという状況の中で、これは外務省ちよつと検討していただいたと思うのは、いわゆる各省庁からアタッシュエとして来ておられるような方々は大体借り上げですけれども、ずっと継続してやっていると、後任の方とそこで交代をして入っている、こういうケースを非常にたくさん聞いたのですが、いわゆる外務省プロパーの場合には余りそれがありません。各人各人が赴任をして、そこでまた新しい借り上げ住宅でも見つける。見つかるといって一カ月もホテル住まいをしておいたなどという人もいましたけれども、これは少し制度的にも考

える必要がある、こういうふうには私は思いますので、これは意見として申し上げておきます。

それからもう一点、大使のコックさんですね。各大使は現地に全部料理をされるコックさんが一緒にいらっしゃるわけですが、この給料といえますか手当についても限度額がある。これでは現状にとても合わない。これもまた大使が相当の自腹を切らなければという方を採用することはできないという問題。これも一國の大使ですから、その辺は国がきちんと負担をするということを考えていかないとおかしなことになるのではないかと、うふうに思っていますので、これはもう時間がありませんが、意見として申し上げておきます。

それからもう一点、今の宿舎なり公邸なりというハードの面もありますが、ソフト面で、最近マイクロコンピュータとかファクシミリなどのOA機器というのも非常に性能が向上して目覚ましいものがありますし、こういう事務処理の効率化、それからいわゆる通信設備。私テコに参りましたとき、ちょうどそこで通信衛星が何かの通信装置が新しく導入されるということで作業しておいたのをちょっと拝見しましたけれども、こういう通信機器を含めたソフト面の整備というのはどういう状況になっているのでしょうか。

○林(典)政府委員 通信事務機器の性能は近年その性能の向上が目覚ましいわけでございまして、在外公館においても事務処理の能力の強化、効率化のための機器の活用というものは可能な範囲で行っております。ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ、ファクシミリ等の導入を鋭意進めているわけでございます。今後とも本省のみならず在外公館のOA化というものは積極的に進めていきたいと思っております。どうしても予算というものがネックになるわけでございまして、皆様方の御理解を得てこの予算増というものを頑張っていきたいと思っております。

○田口委員 それでは最後に、子女教育の問題について二点ほどお尋ねをいたしたいと思います。今回の調査の中でも、私ども、ワルシャワ、ブ

ラハ、フランクフルトというふうに三つの日本人学校を視察してまいりました。内容いろいろありますが、学校関係者それから運営をしておる在留邦人の代表者、こういう方々の御意見としてあったのは、いろいろな施設はもちろんでありますが、運営を含めて国庫補助をもっとふやしてもらいたい、もうこれではやっていけない、父兄なり、企業を含めてですが、大変負担が大きい、それから派遣教員の数がどうしても足りない、この派遣教員ももっと定員をふやしてもらいたい、どこに行きましてもこれが圧倒的なんですね。その他もろもろたくさんありましたが、もう集約すれば相当な数ですが、ひとつこの問題について外務省と文部省両方から、海外における日本人学校の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

それからもう一点は、帰国子女教育の問題ですね。これも随分今ふえてきておつて、その親にしてみれば非常に頭が痛い問題なんです。これは、海外における教育とそれから帰国後の問題というのは表裏一体で、皆さんそのことに頭を痛めておるわけですね。その辺を文部省は、帰国子女の教育についてどのようにお考えか。

○荒政府委員 先に外務省としてお答えをさせていただきます。

御指摘のように、私ども外務省としましては、海外子女教育の重要性、それを充実させる必要性ということをつとに認識しておるわけでございまして、それで、ただいま御指摘のありました幾つかの学校の現地の要望でございまして、これは、私どもとしましては、在外公館を通じて承知し、かつ、先生昨年参加されました調査団の報告書を通じて、私ども承知しておるところでございます。

私どもとしましては、現在審議いただいております平成五年度予算におきましても、これは外務省所管分でございますけれども、校舎借料への国庫補助のアップ、それから現地で採用する講師に対する謝金、これのアップを引き続き図っていく

たいというふうに考えておる次第でございます。

○齊藤説明員 お答えをいたします。最初の海外子女教育の点に關してでございますが、文部省といたしましては、外務省と協力をいたしまして種々の施策を講じてきておりますが、ただいま御指摘をいただきました教員の派遣の問題につきましては、従来からその増員に努力をしておりました。平成四年度で約千二百五十人の派遣教員を海外の日本人学校等へ出しております。また、平成五年度予算案におきましても所要の増員を図ってきているところでございますが、私ども、日本人学校の教育の成果は派遣教員の量とそ

の質にかかわる部分が非常に大きいというふうに思っておりますので、今後とも増員の方向で努力をさせていただきますと思っております。

それからもう一点でございますが、帰国子女教育でございますが、この点につきましても、直近の数字で申し上げますと、毎年日本へ帰ってくる子供の数が約一万三千人に達しております。その多くがいろいろな不安を抱えながら日本へ帰ってきているという状況にございまして、私どもいたしましては、国内の学校へ円滑に適應していただけるように、また海外でいろいろな体験をし、いろいろな特性というものを身につけて帰ってきておられますので、そういう特性の保持伸長というものに配慮した指導というものに留意をしております。

なお、現在帰国子女教育の充実方策というものにつきましてこの夏を目途に調査研究をしております。文部省としましては、その結論も踏まえながら、さらに帰国子女の受け入れ態勢の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田口委員 終わります。

○牧野委員長 大出俊君。○大出委員 外務省の皆さんが、渡辺大臣の御健康の状態を非常に心配しておられるようでございますから、その皆さんの御心配に應じまして御無理は申し上げないことにいたしました。大臣が

おられる間に二、三点承っておきたいわけでございます。ロシアのエリツィン大統領問題など、日本の支援のあり方などを承りたいのでありますが、その前に、具体的なことで一点、大臣のおられるときに聞いておきたいことがございます。

それは、ここにテープが一つあるのであります。箱守平造、御本人の名前でありまして、箱守平造、フジテレビで一九九一年十月十六日にまず放映をいたしまして、さらに重ねて十一月に、遺族その他を全部調べ上げた上で再放映をされたわけでありまして、私もこのテープを再録して見まして、実は大変ショックな思いをいたしました。

要するに、日本人がソビエトにおいてスパイ容疑ということで、ファイルは六名であります。ファイルに写真が張ってあって、今私が申し上げた箱守平造さんという人のファイルの写真だけが抜け落ちていて、不思議な現象なんでありまして、銃殺をされた。日本人がどういう理由にせよ、スターリン時代でありますけれども、銃殺をされている。大変ショックなことでございます。

これはどういうことかといえますと、フジテレビの二人の記者の方が、熱田さんというのが男性の方、もう一人女性の方でありますけれども、取材に、モスコ州、モスクワであります。モスコ州のKGB本部、ここに参りまして資料を見せてもらった。それがまずこのテレビに映っているわけですが、黄色いファイル、何冊かございます。このモスコ州の州本部のKGBの方が説明をしているところから映り始めるわけでありまして、ファイルに写真が張ってあるのが五人ございまして、一人欠落をしている。その一人が、ここに私が取り上げております箱守平造さんという方でありまして、この方は、ここにそのモスコ州本部の資料に基づく記録があるんでありますけれども、ソビエトの言葉で書いたものを日本流に訳して、幾つかの誤があるわけでありまして、それをテレビ局が集約をしているわけでありまして、ここに、記録によると、ハコモリ・ハイソウ、ハイソウとなっているのですが、これは調べてい

きましたら平造でございます。ソビエトの言葉でハイゾウと読めるということでございますが、ハコモリ・ハイゾウは「一九三八年三月二十二日にKGBによって逮捕され、同年五月二十九日に銃殺されていたことがわかりました。」この上に、細かくなりますから余り詳しくは申し上げませんが、モスコ州KGB本部のファイルにある「決定書」というのがございまして、「以下の者を調べた」、ソビエト語でシエンド・ステパン・ポリソビッチという名をつけてあるのでありますが、それがハコモリ・ハイゾウ、日本の言葉でいうと箱守平造である。

一九九一年十一月、日本・茨城県生まれ。民族・日本、国籍・ソ連
定職なし。

住所 モスクワ市アレクセイエフ学生村七番四号棟十九号
ソ連邦内で日本のためのスパイ活動を行ったと認めるのに十分である。

容疑 五十八条六項

拘留中

ということ、さつき前段で申しましたように、一九三八年五月二十九日、「ハコモリ・ハイゾウは、その刑を執行すべく銃殺刑に処せられた。」これは起訴状がたたくさんあるのですけれども、その中からの抜き書きでございます。

時間の関係でもったいないので余り詳しく読まないことにいたしますが、この件につきまして外務省に私電話を入れました、こういう放映があるんだがと。今私が申し上げたこれだけのことを細かく放映しまして、一人じゃないのですから、六人あるわけですから。それで、遺族をテレビ局が捜しまして、とうとうこの箱守平造さんという方の御遺族も捜し当てたわけでありまして、まだ奥さん、娘さんが生存をしている。沖縄の方であります、名前を挙げずにおきますが、病院に入っている大変高齢の奥様と、それから沖縄のある場所、葉が茂る中に唐櫃みたいな墓をつくって父親を祭っている娘さん。娘さんといっても大変な

年でありまして、そういう場面が二回目のこの放映には出てくる、こういうふうなことで。箱守さんのものも出てくるわけでありまして。

聞いてみたら、外務省の言い分は、そういうこととはよい近い最近はあるのだと。言う。この私のところに来ておられます資料の中に、外務省からはいまだに連絡をもらっていないということが書かれています。この点を挙げて申しましたら、最近は何じゅうあるんだ、だからもしそういう問い合わせでもあれば私のところに来てほしいのだが、ないんだからないでしようという御返事でございまして、いささか私もちょっと腹に据えかねまして、事人道上の問題でございまして、明らかに茨城県に本籍のある方でございまして、わかりましたし、したがって、ちょっとこれは我慢のできぬ気持ちになりましたので、表に出して皆さんの御答弁をまずいただきた、こう思っているのですが、その後お調べいただいたかどうか、まず承りたいわけでございます。

○渡辺国務大臣 私報告を受けたところによってお答えをいたします。

ことしの二月二十六日、大出議員から外務省のロシア課に照会がありまして、今のようなお話が申し述べられたものであります。それまで外務省としてはそういうような放映のあったことも何も気がつかないで、これも事実でございます。そこで早速外務省は、ロシア外務省のアジア・太平洋総局とロシア保安省社会関係センターというのです、そこに対して今言ったような指示に基づいて参考資料をつけて正式な照会を出してあるが、いまだに向こうからは返事は来ていないというのが実情でございます。恐らく膨大な書類なんです、お役所仕事は世界じゅうどこでもマンマナーなことは確か。特にロシアも今大混乱に陥っておりますのであります、それは特別におくれているのかもわかりませんが、いずれにいたしましても、それが事実であるということになれば、やはり遺族にとってはこれは本場にスパイであったのかどうか、しかもロシアに名譽

回復されておるといふ記録があるとなれば、それは正式に国と国との間でも照会した以上伝えていただいて、はっきりした名譽回復をしてやらなければお気の毒である、全く私もそのとおりだと思います。極力急ぐようにロシア側に対しても督促をしていきたいと考えております。

○大出委員 これは二人の記者の方がその後御遺族を訪ねて歩きまして、次々にわかってくる、それを放映しているわけでありまして。

今ちょっと大臣の答弁にありましたように、この二人の記者の方が二週間モスコ州におって調査をした。KGBのモスコ州本部の担当の諸君は何人かおるのですが、我々がこの件について見直しをした、テレビに出てまいります、見直しをした、その結果事実でない、つまり無実であるということが明らかにしたので、そういう意味で名譽が回復されている、しかし日本の外務省には言うてない、こう言うのです。

そこで、茨城県というので記者の方が県庁にいろいろ聞いた。そして、現地でわかったのです、関館というふうに。これはソビエトの言葉なんです、サキタジ、ソキタキ、サキタキ、サキタジというふうなロシア語を訳していくと読み方でそのいすれかに読める。茨城県サキタジ、ソキタキ、サキタキ、サキタジ村、こうなる。それで、それについてのものをずっと調べてみたら関館という村がある。どうもそこではないかということに、この読みからして。県庁で調べてみたところが関館という町は今はない。名前は関城町字関館、こうなっているというところまでわかった。なぜわかったかといいますと、NHKの太平記がございまして、「太平記の里」というレポートがNHKで行われておりまして、南朝方の楠木正成などと同じように箱守一族がこの関城町中心に北軍と戦っていた証が映っている。

関城町関館、箱守一族、ここがわかりまして、問い合わせたら、役場におられた方が箱守勇一さんという方を紹介してくれて、記者の方々がやっとそこにとり着いたら、箱守平造という人は私

の父の弟でございます。そして、出てまいりましたのは、たった一通絵はがき手元にございます。ここにあるのでありますが、船でアメリカから旅行する。この方はブラジル移民でございまして、アメリカに入ってきて、アメリカで当時の、言うならば当時労働組合があったかどうか知りませんけれども、そちらの側で共産党活動というのですかね、そういう意味の活動をやっていたというふうなアメリカ側に言われたというのですが、マイアミでそういう活動をしていたというので追放をされた。そこで、この手紙の中身を読みますと、

昨年の十二月十六日米国カリフォルニア州を去り二日間の砂漠、三日間の平原の汽車旅行をなし、ナイアガラ川も見物し、ニューヨーク市に一週間滞在し、十二月二十九日朝ニューヨークを出帆し、八日間に大西洋を横断し、フランス、英国に寄港し、千九百三十三年一月五日、ドイツ・ハンブルク港に到着したから御安心下さい。

兄貴あての絵はがきが一通ありました。

このやりとりで身元がはっきりわかってまいりました。戸籍謄本等その他もそろえてわかったわけでありまして。したがって、そのことを放映しているわけでありまして、聞いてみると位牌に命日もない、いつ死んだかわからないのです。死んだか生きたかわからないのです。位牌がちゃんとございまして、テレビに映っておりますが、だから供養をする際にその位牌を立てて、一人だけ行方わからないおじさん、兄弟、こういうこととで今日に至っている。

したがって、どうしても遺族の皆さんの気持ちからすれば、モスコ州のKGB本部で見直しが行われて、スターリン時代のことでございまして、山本懸蔵さんなどは三十九年になつておりますが、その前の年、一連のそういう粛正、銃殺などということが行われたのだと思うわけでありまして、その中におられた一人ということになるわけでありまして、この種のことはやはり私は、

外交関係があるのではありませんからきちんとしていただいて、日本の方でございまして、遺族の方もいまだに、もう高齢の方が多いのですけれども、思いあぐねて長年供養してきているわけでありまして、この方のみならずほかの方もあるのですけれども、ぜひひとつ外務省でその気になってきちんとして決着をつけてあげていただきたい、こうお願いしたいのですが、もう一遍大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 先ほど答弁いたしましたように、できるだけ催促をして、なるべく早く決着がつくように努力をいたします。

○大出委員 大臣、長くお引きをいたしましたせんが、もう一点だけこの際承つておきます。

どうしても気になるこのところ数日間のロシアの動きでございまして、エリツィン大統領の特別統治、署名をして後から発表したような形になつておりますけれども、この件をめぐりまして、アメリカ、フランスの首脳会議が行われる。ここから動き始めまして、日本と大分見解が違つたようでありまして、小和田次官が各国を訪問をされた結果として、まず承りたいのは、四月十四日、十五日の両日、東京で対口支援協議のための先進七カ国外相・蔵相レベルの閣僚会議を開催をする方針であるということなのですが、そういうことでございまして、たしか四月十六日には日米の首脳会議でお出かけであるはずでございまして、そのところ、とりあえず聞いておきたいのです。

○渡辺国務大臣 これは日本だけでやるわけではございまして、日本はサミット議長国でございまして、やはり全体の大勢というものをまづつかまなきやならない。みんなが反対するのを日本だけで強引に開く、参加しなかつたなどということになると、大変なことになつてやいます。したがって、それぞれの国の都合等も聞いておりますが、その辺ならば都合がつくのかなというようなこと、まだはつきり決まつておりませんが、まあコンセンサスが得られそうな日時の一つであ

ることは確かだろうと存じます。

○大出委員 そこで、ロシアのエリツィンさんを中心とする今の動きを、簡単にいいですけれども、非常に難しいと思ひますが、どう見ておられますか。

○渡辺国務大臣 これは、本当のことを言つてよくわからない。恐らくエリツィンさんともわからないし、国会議長さんともわからないのじゃないか。我々外野から見えておつて、お互いに、本当にもう内政上の問題だから余り干渉がましいことは言いたくないが、ちよつと日本の内閣と国会との間では想像つかないようなお話です、情報は。まあしかし、そういう全面戦争にしちゃつても仕方ないの、最近の新しい情報によれば、大統領府の方でも多少妥協の考えを持つて、特別統治なんという言葉を引つめて別なように直すのじゃないかと、そういうのを提案したとか、これは未確認情報ですから余り先走つて、私は外務大臣ですから断定的なことは申し上げられませんが、いずれにしても、話し合いの糸口が土壇場に來てできかかつているということもどうも本當らしい。しかし、こちらからいろいろ手出しをしてどうだこうだということもできませんし、向こうのやつていふことを注意深く見守つていふ。

我々の言えることは、我々は特定の政権を支えるというようなことを普通は言わないのです。それは、その国の国民が決めることですから。国民の決めた政府をどうするかというのが普通の言い方でございますが、今回の場合は、要するに、あの共産党の独裁的な人権無視のやり方をやめて、それで民主的な人権を尊重する、しかも自由経済といふことが市場原理に基づいた社会体制をつくるんだ、法と正義に従つて外交も展開するんだと、こうエリツィン大統領は言つていられるわけですから、そうすると、我々もそれによつて裨益するところが大いし、しかも、核軍縮、大量破壊兵器をこの世の中からだんだん去る方向で、現にアメリカとの間でも第二次のSTART IIの調印が行われたというやうなことだと、これは助成してや

る必要がある、大変結構なことなわけですから。したがつて、サミットの先進国としては、この流れというものを大いに助成をしてやろうじゃないかという空気になつていふことは事実であつて、我々も二国間には敵対するような北方領土問題といふのはあるのです。それはそれとして、しかしながら、国際社会の一員としては、やはり国際的な立場に立つて分相応のことはやるべきだと私も思ひまして、それはそれ、これはこれというやうことで、まあ拡大均衡という立場に立ちながら対応をしてきております、今までも。

いかにも日本はロシアに対して冷たいやうなことを言つていますが、そんなことはなくて、かなり温かく、いろいろやつていふのですが、向こうの受け入れ態勢がでないために調印できないというやうなことがございまして。それはありますが、流れとしては、結果的にエリツィン体制支援ということにそれはなるかもしれませんが、いずれにしても、現在の要するに大きな流れを支持するということとははつきりしていききたい、そう思つております。

○大出委員 簡単にいいですけども、この十四日、十五日、つまり四月の十四日、十五日、十五日といふと、もう日米首脳会議に出かけるぎりぎりまでという日程になりますね。ここでG7の外相あるいは蔵相レベルの方が集まつて中身がなるとなると、集まつたのが中身がないとなると、それなら集まらない方がいいのですよ。エリツィンの立場からしたつて、それなら集まらない方がいいですよ、集まつたが何にもできなかったとなつたのでは。

そこで、気になるのですけれども、今おっしゃる拡大均衡、政経不可分である、領土問題があるから。だから、その進行に合わせて拡大していく、拡大均衡という論理は。そこで、今ここにいろいろ記事を見ますと、外務大臣がいろいろなことをおっしゃつておられるので、気になるのです。ちよつと聞きたいのですが、ロシア支援といつてもかけ声だけではだめ、国民の税金を使う、これ

は当たり前。マフィアに持つていかれるとか、むだになるとか、そういうことじゃだめなんだという外務大臣のおっしゃることはわからぬわけではないのだが。それから、短期的な効果をねらつた政治的に入力をほかの国がいろいろ考へていふ、しかしこれははじめに恒久的に長期にわたる支援といふのを考えなきゃいけないんだ、みんな日本におつかふせやうたつてそうはいかないんだという大臣の発言もこれあり。

この一連の発言を見ても、十四、十五日おやりになると仮にして、片つ方では領土問題があるから、政経不可分なんだから、そつちの方の進展に合わせて拡大均衡なんだと言つていたのじゃ、議長国ですから物事は進まない。やはりアメリカにとつてみても、ここでロシアが安定することが最大の国際政治のポイントだろうと思ふのです。不安定といふのはクリントンさんにとつて最大の脅威だろうと思ふのです。まして、軍事費を減らしてそれを内政に使うわけですから。そういう意味で相当やはり腹を決めて、だれをと言ふ必要はないかもしれぬが、日本もいろいろあるけれども腹を決めて、エリツィンさんが日本に來なかつたといふ最大のこじれ方はしていても、腹を決めて支援するといふ氣になつていただかぬと困るなといふ氣が私はするので、長い答弁は要りませんが、そのところをひとつお答えいただきたい。

○渡辺国務大臣 政経不可分かどうかといふことですが、これはどんな外交だつて政経は不可分なのですよ。アメリカがロシアを支援しようと言つても、それは共産主義に逆戻りするんだなんて言つたら支援するはずがないのだから。やはり政治の上においてアメリカの政策目的とロシアの政策目的が一致するから、だから逆戻りしないので、要するに軍拡競争をやめて軍縮に行く、だから応援しようといふだけで、これは政経不可分なので、よ。だからそういう意味におきまして、どこだつて、我々ODAをやるにしたつて、我々の原則と真つ正面から対立するところへ、それは食う

に困るからODAやるかといったら、それはやらないに決まっているのであつて、それは政経不可分なのですよ。

だけれども、今まで長い間やってきたことは、北方四島の即時一括返還、それがない限りは聞く耳持たないというか、そういうふうなことでそれは応援できないとかたくなにやってきたことも事実ですね、これは。しかし、政権がかわつて共産主義とはお別れだ、スターリンの行き過ぎというものはヨーロッパの方ではちゃんと反省して認めているわけですから。しかし、そのヨーロッパでやったと同じ態度をそれは極東でもエリツイン政権が踏襲するのだ。ヨーロッパは法と正義をやるのだが極東はやらないのだというのじゃ、これは話は別。しかし、ヨーロッパでやった法と正義は極東でもそれは適用するのですよということになれば、やはり大きな目的というのは我々にはかなえられないわけですから、だからそういう中において、やはりアメリカ、イギリスや皆さんが、逆戻りしないようにひとつでできるだけのことはやつてやろうじゃないかということであれば、我々もそういう面においては応分の、それはなにをやりますよと。

ただ、私が今まで国際社会においても、またロシアに対しては言っているのですが、エリツイン自身に私言っている、エリツイン大統領には。ドイツと同じにやってくれ、それは無理ですよということ、それは立場が違いますから、それは言っています、はっきりと。

ドイツは、御承知のとおりもうロシアに攻め込んで、それは一千万人か一千五百万人か知らぬけれども、大量にロシア人に人的、物的損害を与えたということは、世界史上だれでも認めている話ですからね。そいつが加害者だ。日本は加害者じゃありませんから。中立条約を結んでおつて、それを一方的に破られて攻めてこられて、それで終戦後領土をとられて、六十万人も拉致されて、六万人近くが餓死してという全く違う立場にあるわけですから。だから、それはドイツが領土を、自分

の領土の三分の一のものを實際上返してもらつて同じようなことになっている国と同じだけの援助を今すぐに出しなさいと言われても、それは日本国民がなかなか簡単に承知しませんから。だから、それはそういう意味から、パイの場合には別ですよ、しかしイギリスもアメリカもフランスもイタリアも、ある程度のことでは我々はそれやりましようという方向で今動いているというところは事実でございますので、そのところは、じゃ日本だけで、ともかくみんなもうお金を出せないんだ、おれの方も赤字財政だし、貿易も赤字だし、それはもうドイツはドイツでも目いっぱい応援した、これ以上出せませんよ、イギリスも無理よ、フランスも無理よ、どうも出しそうなのは日本だけじゃないか、日本だけ出してくださいよと言われても、それはそれははいかないのですからね。そのところは私は国益を代表して物を言っているんですから、そこらのところは兼ね合いというのがございまして、そういう点はひとつパランスのとれたところでいきたいと思つてますから、お願いをしたいと存じます。

○大出委員 渡辺さん、私も横内さんなどと一緒にモスコへ行って、シェワルナゼさんが外務大臣のころ、議長ヤコブレフさんなどの時代ですが、北方四島を素直に返せとさんさん毒づいてきた一人です。だけれども、事こうなると、きのう、きょう、あしたというここに来ると、やはりいろいろあるけれども、私も陸軍少尉なもので、すから、私の兵隊仲間だつてたくさん死んでいるのだから。しかし、私にするとそういういろいろなことが残るけれども、やはりここまて来たらできるだけのことをせにやいかぬというふうな思ふから聞いているので、ぜひひとつそういう御努力をいただきたい。

最後に、PKO関係のことを申し上げておりますので、一点だけ聞いて終わりにいたします。モザンビーク。これはソマリア、モザンビークをずっと外務省と協力本部とで検討してきた節がある、ここにも記録がございしますが、それで、使

節団を出された。きのう皆さんに来ていただいてレクチャーを受けたのですけれども、どうも皆さんの話を聞いてみると、モザンビークにPKO、つまり協力隊、自衛隊を派遣するという方向に動きそうな感じにどうしても受け取れるレポート、報告でもある。

そこで、これは一体、この間ここで河野官房長官がいろいろ答えていましたけれども、外務大臣の立場で、要するに外務省に相談しているわけだから、使節団の中身、それぞれ分担で行つていましてけれども、どう考えればいいのか、一言お答えいたしたい。

○渡辺国務大臣 これはソマリアはもう最初から無理、今のPKO法の中ではやれません。モザンビークの場合は、この間調査団を出しまして、それで調査団の報告書を見る限りにおいて、これは無理というふうには考えておりません。しかし、内閣としては外務省の意見だけを聞いて決めるわけではありせんから、防衛庁の意見も聞かなければならぬ、それからカンボジア情勢等も配慮しなければならぬ、それからお金のこともあつて、それから財務当局の意見も聞かなければならぬ。総合的な判断をすることになると思つてます。いずれにしても、そう遠くない時期に官邸ではいづれかの判断をすることと思つてますので、私がきょうここでこうだとかあだとか言うことはちよつと遠慮しておいた方がいいだろう、そう思つてます。

○大出委員 ちよつと私の気持ちだけ申し上げておきますが、ジェーン年鑑などを出しておりますところの「ジェーンズ・デیفュエンス・ウィークリー」、御存じのものでございしますが、これを見て私はびっくりしているのですけれども、これは原文のままですけれども、幾つか載っているのですね。

日にち別に見ると、「JANUARY 一九九三、一月二日、一月六日、三月三日、これは三つあるのですけれども、私が非常に驚いたのは、「フラッシュボイーン」、こういう表題なんです。

つまり、紛争が起つてあるいは起りそうであるというそれとつと分析をしております、これを見ますと、七十三のフラッシュボイーンツがあるという、こう細かく中身を書いてあるのですよ。

この中にアフリカ、このモザンビークもここに出てくるわけだけれども、まず一つ、「ここは地の果てアルジェリア」という歌があります。アルジェリアといつたらアフリカの入り口みたいなものですよ。ところが、モザンビークというのは南に南に南に、さらに南にでしよう。アフリカの本当の南。帰つてこられた方に聞いてみたら、随分時間がかかるのかと言つたら、いや先生、大変なものですよ、二十何時間もかかる、飛行機に乗つても。イタリアとかどこから入らなければ行けない。大変なところですよ。このまに地の果てモザンビークに、日本のどなたが行くにしても、どういう理由でなぜ、与謝野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」じゃないけれども、何で行かなければいかぬのだということになるのか私はわからぬのです。

そこで、これだけは承つておきたい。一体なぜモザンビークを、これはガリさんかだれかが言つたからというところなのかしらぬけれども、私はこれは何と言われてもわからぬのです。だからこういうところに出すなというところは考えない方がいいと思つてはいるのですが、その点だけ答えてください。

○渡辺国務大臣 これは一長一短いろいろございまして、見解の違うところ、もちろんあります。うが、それらの問題については、実際に、実地にそういうことを調べている局長から答弁をさせます。

○澁谷政府委員 確かに先生のおっしゃるやうに、モザンビークは遠い国でございます。恐らくは政府が最終的な判断をするときにも、そういう距離感というのとは一つの判断の材料にはなっていると思つてます。

しかし、私どもがモザンビークを考えるに当

て、そこで、私どもの方でこの「ソ連における潜水艦の建造」という本を取り寄せまして該当部分を調べましたところ、このジモニンから秦教授あての手紙の内容と、この「ソ連における潜水艦の建造」という本の該当部分の本身は相当食い違っているわけです。そこで、もう一度今関係方面に、モスクワの当局に照会をしております。特に、本件について真相解明のきっかけになるのではないかと考えられております、ソ連の潜水艦の艦長からの上級司令部に提出された攻撃の報告書というものがうわさされているわけでございますが、この文書を含めて関連の文書を手入したいというところをロシア当局に申し入れております。今のところ回答はございません。その後、一回督促をしておりますが、回答はございません。

○大出委員　小笠原九の甲板にいてほうり出された方やなんかのお話も聞いておりますけれども、

当時随分悲惨な状況で、しかも終戦がわかって引き揚げてゐるんですね。これは何ともどうも我慢ならぬ中身ですよ。ですから、ぜひひとつそここのところは、私も資料もいただきたいのですけれどもね、もし皆さんがお調べになったものがあれば、ぜひひとつ引き続き御努力をいただきたい、こう申し上げておきます。

それからもう一点だけ。なかなかこれは申し上げる機会がないのですけれども、大韓機、例のネロン島沖、海馬島、ここで撃墜をされてまして、私はあのときの予算委員会での私の持っている時間を全部使つて質問をいたしました。〇〇七、千機長の韓国機でございしますが、これは遺族の皆さんが裁判をやる資料というのは三つ、四つしかない。私があつたときに、稚内のサイトで自衛隊が入手した交信記録、これをとうとう出していただきましたが、遺族に私が上げました。それから、安全保障

障理事会で、国連でアメリカのシュルツ国務長官が航跡を発表したシュルツ航跡と言われるもの、これもテープを私がつとう出していただきました。遺族に差し上げました。また、カムチャツカ

半島から、海からエジノサハリンスク、向こうに上がっていくときに高度を上げておりますけれども、これも防衛庁からそのデータを全部出していただきました。これは非常に貴重なデータでございますが、このぐらいの資料でやっております。

ところが、これは本当におもしろくないんですが、十の文書、つまり九二年十月十五日、ロシア政府は大韓航空機撃墜事件の關係資料をICAOに――当時出していたのは、この大韓機というのはブラウタ住宅地区上空で飛行を停止したというのしか出てなかったのですよ。ところが、これを見ると、ICAO、国際民間航空機関、所在国カナダですけれども、このモスクワ大使館を経由して日本を含む関係国に送付すると称してICAOに渡した資料、十の文書からできています。乗務員の会話とか、地上管制機関との通信内容とか、ブラックボックスの音声記録であるとか、アンドロポフ書記長に対するウズチノフ国防相及びチェブリーコフKGB議長の書簡であるとか、専門家グループの結論第一号、アンドロポフ書記長に対するウズチノフ国防相及びチェブリーコフKGB議長の書簡二回目、技師チホミロフ陸軍中將によるDFDR、デジタル・フライト・データ・レコーダーというのですか、分析に関する報告書などなど幾つもあるのですが、ブラックボックスの写真などがあるのですが、この中で一つだけ訳したのがあります。

「特別機密」と銘打ちまして、

アンドロポフ同志へ

カムチャツカ地区及びサハリン島のソ連邦領空を侵犯した南鮮航空機が、九月一日、日本海において撃墜された後、太平洋艦隊はこの航空機の電子機器の捜索を行っていた。この機器は、我が領空を二回にわたって侵犯した同機を目的をより正確にするため、我々にとつて必要であった。

捜索は、いくつかの地域では一五〇メートルから三〇〇メートルの深度で行われた。

四十隻近くの船を使って、とうとうこれを回収した。ところが、このときに、米日の二十隻以上の艦船と大量の航空機が当時相対飛行していたから、秘匿する意味で、ソビエト側は、なお引き揚げていないのかのごとく装って捜索行動を続けていたと書いてある。僕はテレビその他を見て、まだ見つからないのか、見つからないのかと思つてゐるのに、見つかつていて、つまりこの機体も発見してあつて、ブラックボックスも発見してあつて、しかし日米の飛行機や艦船が、艦船二十隻と書いてありますが、いるので、秘匿する意味で継続して作業を続けた形をとつた。ウズチノフ、V・チェブリーコフという先ほどの表題で申し上げた人からアンドロポフ氏に於て特別機密の報告書、抜き読みしたのでありますが、ちよつとこれは私は了解に苦しむのです。

だから、私が当時何回か質問していますが、あの時点で、機体も遺体もあるいは御本人たちの遺留品も全部回収しているはずですよ。ほんのわずかしが留萌沖に流れてきていないのですから。これは放任はできませんので、ひとつ何とかお答えを願ひたいのですが、その後どういふふうによつておられますか。

○津守政府委員 今の先生の御質問は、一つは真相究明の問題、一つは遺体、遺品の回収の問題、この二点から成ると思います。

真相究明につきましては、去年十二月十八日、パリにおきまして、日本、アメリカ、韓国、ロシアの代表の立ち会いのもとに、ロシア側から、ICAO、国際民間航空機関に對しまして、撃墜された大韓航空機のボイスレコーダー及びフライトレコーダーを引き渡しました。ICAOはその後、このボイスレコーダー及びフライトレコーダーの解析作業を進めております。第一ステップがブラックボックスの解析、第二ステップが、アメリカ、韓国、日本、ロシアの関係四カ国へのICAOの代表団の訪問調査、これは、日本につきましては二月七日から十日の間、ICAOの調査団が訪日して調査を行っております。第三段階は、

そのデータのシミュレーションの実施、これは米国のボーイング社と協力して行っております。そして、この第三段階のシミュレーションの実施を終了した後、本年五月ごろ、ICAOの事務局長に對しまして最終報告書が提出される。当初三月と言つていましたが、五月に延期されました。そしてこの最終報告書は、第百三十九回ICAO理事会、四月二十六日から六月三十日までであります。この審議を終了後に公表される予定でございます。

それから、遺体、遺品の回収につきましては、当然のことながら御遺族の最大の関心事でございます。まして、十月中旬に、実は私も御遺族に同行してモスクワに行つたわけでございますが、そこでロシア側に對しまして、遺体、遺品をぜひ引き渡していただきたいという要請を行つたわけでございますが、先方は、事件直後に当時の丹波ソ連課長が受け取りに行つてそこで引き渡しを受けました。数十点以外はもう何もないという答えでございます。今月の十日に再び、今度はモスクワにおきまして韓国、米国それから日本の御遺族の代表と、それぞれの政府の關係者とロシア側との間でその件について話し合いを行ひまして、ロシア側に対して善処を要求したわけでございますが、ロシア側の際の際の返答は、遺体についてはほとんど見なかった、潜水作業開始後数日たつて腕の一部は一度見ただけだ、それだけで、遺品につきましてはその後全部焼いてしまった、こういう答えでございます。

○大出委員 最後に、時間がなくなりましたので、カンボジア問題と思つておつたのですけれども、一つ、これは委員長にもお願いがあるのですが、軍人の皆さんでございまして、恩給の未受給者の方々がたくさんその後文書をおよこしになつて、また出てこれる方もありまして、本當に読んでみるとちよつと胸にこたえる書き方をしている方が多いのであります。

その前に一つ実例を挙げておきたいのですが、ここにございますのは、恩給局の方に私差し上げ

ておりますので御答弁をいただきたいのですが、本籍は山梨県石和町中島一〇六番地、横浜市南区堀ノ内町二の二一三六の一、これが現住所でございますが、宮川庄二郎さん、この方が総務庁の恩給局長あてに普通恩給の請求書を何回もお出しになつてゐる。それで、山梨県を通じて出てまいりました計算がございまして、この計算によりまして、実在職年数、軍人三年二カ月、外特七月。加算年、軍人六年七月十五日。計、軍人九年九月十五日、外特七月。外特というのは外国特殊法人です。最短恩給年限未到、こういうことなんです。ね、九年九月十五日。ところが、この方は、上等兵で除隊してから、日本から出てきてまして華北交通に勤めた。そして、その華北交通で鉄道警備をずっと終戦までやつてゐた。

それで、この鉄道警備の中身を見ますと、全くもう軍隊と一緒に、完全軍装なんかしてゐまして、津浦線瀋陽事務所、ここを中心にして、鉄道を守るための現地憲兵隊と一緒にゐた。警察業務、それから地上作戦というのには北支派遣軍司令官の指揮下に入る、片一方は憲兵隊の指揮下に入る、こういうわけなんです。これは、後に軍属を命ぜられてもいるのであります。そして、中国人の部下が十五名、本人が一人、兵隊の経験者でございます。それから、鉄道を愛する愛護村をつくつて、その任務を与えられて、愛護村をつくつて、その青年団その他をみんな味方に入れて鉄道を守る。ところが、何過も二十名、三十名の便衣隊の発砲、つまり攻撃を受け銃撃を受ける。敵便衣隊約二十名が一斉に銃撃してきたので、先頭に立つていた青年団員一名が死亡した、他の者は無事に警務分所に戻ることでできたというふうなところから始まりまして、何過もやつてゐるのです。

ところが、この方は華北交通なんです、華北交通互助会が最近証明している中身によりますと、昭和十四年十一月四日から昭和十六年十二月一日まで華北交通の雇員であつた。そして昭和十六年十二月一日から昭和二十年七月一日まで准職員であつた。十四年十一月四日雇員、十六年十二

月一日准職員、二十年七月一日職員、こうなっている。月給が六十七円、勤務箇所天津鉄路局、こうなっている。これは証明です。

ところが、ここで問題は、私がかつて十六年内閣委員会で恩給をやつていました時代に、満州鉄道、次に満州電報あるいは林野というぐあいにつづつ拾つていったわけなんですけれども、四十三条「外国特殊法人職員期間のある者についての特例」というのができておりまして、これは附則です。これによる恩給法の一部を改正する法律附則第四十三条の外国特殊法人及び職員を定める政令、この政令によりまして、「当該法人の職制による正規の職員」ということになっている。「第七号に掲げる法人にあつては、社員とする。」この中に、一、満州鉄道、二、満州電報、三、華北交通、四、華北電報というふうになくさん並んでいる。

そこで、これは政令なんです、法律じゃないのだから、「当該法人の職制による正規の職員」と政令にあるから、だから職員、准職員の期間は認めない、政令に「正規の職員」とあるから認めない、こういうことになる。華北交通で完全軍装して、鉄道愛護村をつくつて青年団をまとめてきて、それにも鉄砲を与えて、だんだん終戦が近づいてきて、年じゅう攻撃され、鉄道を守ろうとして片っ方で軍隊の指揮下に入り片っ方では憲兵隊の指揮下に入つてやつていたのだが、准職員と名がついてから政令に書いてある正規の職員ではない。何と四年間も准職員の期間があるのですから、これを入れると十三年、超えてしまふ、最短期間十二年を超えてしまふのだけれども、かくてもえないう、こう言うのです。

こういう例は一つじゃないのですよ。私がかつて内閣委員会で質問をした麻生さんという方ですが、海軍で艦隊を組んでいて、一つの軍艦が故障をして横須賀の海軍工廠に入った。ちょうど三カ月足らずいた。同年兵の海軍の皆さんは全部十二年で恩給をもらつてゐるのだけれども、十一年九カ月で、三カ月間修理に入つた期間だけ足りないためにもらえない。私質問しましたら、厚生省

がその方とさんざん連絡をとりまして、一時恩給でもと勧めたが頑として聞かない。船が撃沈をされて二回も油が燃え上がる海を泳いで逃げて助かつて今日生きてゐるんだ、その貴重な経験を一時恩給幾らで捨ててやるわけにいかないと。言。だからこれは頑張つてもらつて、未受給者の非常に苦しい今の状況をひとつ政治家の皆さんで何とかして欲しい、それまで生きてゐると言ひ続けただ人でございすが、昨年の十月、がんで亡くなりました。昔私が質問した議事録が残つておりますけれども、そういう例がたくさんある。

したがつて、まず一例を挙げましたが、この一例、印刷したものを差し上げてございしますので、答弁はわかつてゐるような気がいたしますが、答弁を一通していただいて、その上で結論にいたしたいと存じます。

○福業政府委員 過ぐる大戦の間に、日本の国民がいろいろな形で、内地、外地を問わず御苦労されておる、そういう状況はよく承知しております。何分にも、そういういろいろな方たちや、現在恩給の受給者は約百九十万人でございすけれども、それに倍する方がいろいろな方々います。現在に至るまでもいろいろな請求があるというところは、私もよく日ごろから承知してゐるところでございす。

そこで、今の先生の御質問なのでございすけれども、おおよそ二つの部分があるかと思つてございす。その一つは、先生がたゞいま例に取り上げられた方がこういう職務に従事していた、長い間いろいろな職務で国のために御苦労されて、それがどうして報われないのかという問題が一つ。それからもう一つは、制度上の問題といふのが分類されないのか。この二つの問題があるかと思つてございす。

前者の問題につきましては、これは、恩給といふのはそういう個人個人の方の実際にやられた仕事の中身に対して給付されるということではございせん、官吏や軍人といった一定の身分を

持った公務員を対象とした年金制度でございすので、軍隊とともにいろいろな形でいろいろ御苦労されたという方はいろいろあるようございすけれども、やはりそういう身分を持った公務員を対象とした年金制度であるということ、実際にどういふ仕事をされたかということとは別の原理から制度ができておるという点をひとつ御理解いただきたいと思つてゐるわけでございます。しからば、なぜその方が今の外国特殊法人に勤務してゐるときにその準職員、職員というようにことが消化されないかといふと、やはりそれは、外国特殊法人の職員を恩給に適用しようとするときに、その特殊法人の仕事の内容あるいは職員の身分あるいは官吏との交流の状況等、そういったことをすべて勘案いたしまして法人ごと

に一つ線を引かなきゃならぬ、こういうことから線を引いたわけでございます。その事情をよく先生は御存じと思ひますけれども、御理解をいただきたいと存じております。

○大出委員 当時、与党の自民党の皆さんとところは伊能繁次郎さんが非常にお元気でこの問題に取り組んでおられました、公明党さんは鈴柳康雄先生がこれまた一生懸命やつておられました、民社党さんは受田新吉先生がこれは本當に一生懸命でございまして、私の党は私がやつておりました、内閣委員会に恩給の小委員会をつくりまして、外国特殊法人をどう扱うかということで、本當に恩給局の方や専門家の方、調査室の方、みんな来ていただいて一生懸命調べて線を引いた。一つ引けばすぐその隣の問題が出てくる、ここに引けばまたこの隣の問題が出てくるという苦労を、私は内閣委員会に十六年もいたしましたから、ずっとやつてきた時代なのです。ほとんどのことはわかつてゐる。しかし片づいていない。

そこで承りたいのですが、平和祈念事業を始められたのだけれども、対象者、つまり恩給未受給者でございすが、この方が百八万ぐらゐいたはずであります。祈念事業で手を挙げた方が恐らく二十万欠けるのじゃないかと思つてゐる。そ

うすると、書状、銀杯などに手を出さない方がな お八十万以上おられるのじゃないかと私は思つてゐる。だからこういう文書が次々に出てくるのですが、そこで、今の書状、銀杯等に手を挙げた方はどのくらいおられますか、簡単に答えてください。

○高岡政府委員 先生御指摘のように、対象者は百八万人、そのうち請求していただいた方は二十八万三千人、約四分の一の方から御請求をいただいております。

○大出委員 そうすると、百八万ですから、八十八万残る勘定ですかね。そうですね。百八万から二十八万引きますと八十万、こうなる。

そこで、ここにありますのは、四千五百名おいでになる県連合会の会員の皆さんから、会長代行近藤さんという方と事務局局長新島さんという方が、四千五百名の方が低所得者だといふのです、それで金集めて、もうこれは本當に腹を決めて、最後なんだ、しかし我々はこのままで死ねないから行つてこいといふことで、代表で出ておいでになつた。文書がここにある。みんな意見を出し合つてまとめたのだといふのです。十数年来も言うことは全部我々は言い尽くしてきた、七十五歳、七十七歳になるんだからといふのです。本當に言い尽くしてきた、今まで公約し理解を示してこられた先生方がたくさんおいでになる、しかしいろいろなおっしゃられて期待をたくさん持つていない、前回の選挙のときもいろいろお話をあつて、やることは一生懸命やつた、しかし報わ

れたものはない、だから我々老兵の周りは、多くの次代を背負う家族もいるんだから、こうだつたんだと、政治家というのは信用できない、こうだつたんだと、政治家といふやうなところまで、ちよつと言ひ過ぎな気がいたしますが、そこそこ書いてある。しかし、気持ちにはわからぬわけはない。

岐阜県の方です。宮崎県の県連です。あそこに四千五百おられる。ちゃんと名簿ができておる。そして、今年は九州ブロック傘下の各県から代表が熊本に集まった。老い行く往年の勇者たち、慌ただしく迫ってくる人生のたそがれの時期を迎える中で、なお問題を軽視する政治に翻弄されている逆境に対して悲憤慷慨し、このままでは死んでも死に切れない、せめて最後に悔いを残さない思い切ったことを展開してみろよ、という思い詰めた意見が集中的に出たというわけですね。平和な今日、経済大国の自衛隊が給料をもらっている、退職後平均千五百万円の保証がある、PKOの派遣で出かけていくと一日二万円以下の手当がある、これは一体どういうことなんだ、我々は何にももらっていない、これは我々のひがみでしようかとここに書いてある。

以下、ちょっと読み上げにくい、私自身が兵隊なものですからちょっと物を言いくくります。が、私は豊橋の第一陸軍予備士官学校の十一期でございまして、鐘紡の会長などをやっていた伊藤淳二君とか、今雅叙園観光ホテルの総支配人工藤勉君とか、この間死にましたが大正大学の学長の安居香山君とかみんな私の同期、生き残りでございます。主力はほとんど沖繩本島に行つたから全部死んでいる、雅叙園観光の総支配人工藤君は宮古島に行つたから生きています、こういうわけですね。私は教官だから生き残っている、こういうわけだ。少尉でございます。つまり、ここで書いておる皆さんの気持ちがあるという意味でわかります、何か考えなきやいかぬなという。それから、ここにも陳情書がございます。これは多いですよ。長崎県から熊谷市から八尾市から福岡県から、福岡は幾つも市があります。佐賀県から熊本県から北海道、北海道も多いですね。それから、東京都練馬区の区連の方々とか、それからちよと字がよくわかりませんけれども、東京の方が幾つもあります、時間がなくなりまして、ここでも、せめて従軍看護婦並みにはしてくれというのですよ、老兵を。時間がありません

から、もう読み上げません。

そこで、戦後、ソ連邦またモンゴル国の地域に強制抑留された方、またはその御遺族に書状、銀杯を贈呈しております。これらの方々のうち、年金恩給などを支給されていない方にはあわせて慰労金十万円が支給されます。請求期限平成五年三月三十一日、今月ですね、お早目に御請求ください、これは戦後強制抑留者の皆様へという総理府の告示です。三月の末日で終わってしまふ。

そうしますと、八十万残るんですよ。私も長く手がけてきたから気持ちにはわかるのですけれども、命を的に九年とか十年とかやってきて、一時恩給でそんなことできるかという。私が無理してまとめてあげて一時恩給もらわせた磯崎さんという人は、議事録にありますが、神棚に上げて上げつ放しに、そして拝むというのです、一時恩給のわずかな金を。

だから私はここで委員長にお願いがあるのは、この委員会にも恩給の小委員会がございますので、ぜひ一遍、八十万も未受給者の方々が残つておられる。方法は幾らでもある。最短恩給年限十二年ですから、十二年で兵なら幾ら幾ら、兵の階級ここなら幾ら幾らと、こうなっているわけですから。そうすると、十一年の人はそれから一年引く、十年の人は二年引く、九年の人は三年引く、八年の人は四年引くという形の引き方をして、最低保障どこにするかという問題はありますけれども、それで片づけようと思えば全部片づいてしまします。今平和祈念事業云々で幾らかというところ百億ですよ。だから自衛隊の今の問題等が出てくるわけですよ、不公平だと言って。文書たくさんいただいておりますが、もうここで申し上げている時間があります。

ぜひひとつ、これは牧野委員長さんのお気持ちにもおとめをいただいて、八十万もいるのですから、そして次々に死んでいくのですから。そういう意味で、こういうことが考えられるかというのを、つまり平和祈念事業だ何だ、シベリアヤモンゴル抑留だなんというのも三月末で終わってしま

まうんですから、それで残るんですから、そういうこともお考えで、ぜひひとつこれはお力を各党の皆さんにかしていただいて、どこかというのではなくて超党派的に、どうすればいいかというところの相談をさせていただきたいとお願いをいたしておきます。理事会等で御相談をいただきたいのでございますが、委員長一言。

○牧野委員長 小委員会を開きまして、各委員の皆さんと検討をさせていただきたいと思ひます。

○大出委員 ありがとうございます。

○牧野委員長 山元勉君。

○山元委員 たいだいま議題となつております法案については、私も一昨年この場所で、在外公館を充実すべきだ、あるいは職員を増員を要するべきだ、あるいは情報収集のための機器を充実すべきだ、そういう立場で討論をした覚えがございます。そういう基本的な賛成という立場で、きょうは海外留学生の保護の問題についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

御案内のように、近年海外旅行は大変ふえています。学生も同じでございます。特に八八年に留学制度が導入されてから急激に増加をしております。いろいろ問題があるわけですが、きょうの問題にしたいのは、短期のいわゆる学習旅行と言われる海外への旅行者の状況について、まずどういふふうな把握をいたしやるかをお伺いしたいと思います。

○荒政府委員 お答えを申し上げます。

私も、御指摘のように最近海外に赴きます短期の留学生に関するいろいろなトラブルあるいは問題、事件が増加しているという事象は大変深刻なものとして受けとめておりまして、在外公館よりの報告を徴し、これらトラブルあるいは事件、事故につきましても、一応おおよその状況については把握しておるつもりでございます。先生御案内のとおり、当事者がすべて在外公館に報告というか通報するわけではございませんので、

そういう意味ではすべて把握してありませんけれども、おおよそということでございます。

なお、この三月、今月でございますけれども、私も外務省として、そういう留学生の多いと見られる在外公館のうち七十二公館につきまして急遽報告を徴しまして、現在その内容を分析しております状況でございます。

○山元委員 私は、全体的な海外へ出ていく人たちの状況をどう把握しているかということをお尋ねしたかったのですけれども、文部省の資料の中にも相当詳しく出ておりまして、例えば今申し上げました短期の学習旅行というのは、昭和六十三年に一万七千人ほどであった。ところが二年後の平成二年には三万人を超えているわけですね。おおよそ倍近く高校生がほとんど海外へ出ていくようになった。そういう中で、今ありましたようにトラブルが非常に多くなっているわけですね。海外旅行そのものは、子供たちにとっては、海外の学校で勉強する、あるいは家庭生活だとかあるいは地域の人たちと交流するといふ非常にたくさんの経験を広げるわけでございます。私どものは有意義だといふふうに思っている。

そういう立場でいうと、ふえていくことはいいわけですが、トラブルの発生は大変多くなっているし、質も悪くなっているわけですね。そのために、文部省も研究協議会などをつくつてその対策を考えていらつしやる。あるいは運輸省は業者の認可などについての検定を検討していらつしやる。それはいいのですけれども、きょうお尋ねしているのは、外務省としてトラブルにどういふふうに対応するかということでございます。

今おっしゃいますように、すべて通報しているものではないわけですが、私どもの手元に今、たくさんの方から何とかしてほしい、あるいはいろいろな訴えがあるわけですね。一つ二つ例を申し上げますと、例えば一つはロサンゼルスでのことで、一つ上級の学校に行くのでホームステイを要するといふこと

で、現地のスチューデントアドバイザーの勧めでホームステイの場所を決めた。ところが、行ってみたらおばさん一人住んでいる家が割り当てられてあつて、十四日間も旅行中だ。その子は十日間もラーメンとスパゲッティだけで済ましていた。ところが、そのおばさんが帰ってきて何だかいうことになって、外へ出ていかざるを得ぬようになつた。そういうトラブル。移つて入つた家がそういうことであつて、この高校生が大変困つて、そこでロサンゼルスに訴えた。けれども、その態度はひどいものです。最初私が、領事の名前を書いてありますけれども伏せて、領事に電話したときも、そのような個人的なことはタッチをしないのだというふうに戻つてきた。どうしようもなく十日間泣きながら暮らした、こう言うのです。

あるいは、これはオーストラリアで、ホームステイの家族の人が運転をする車で事故が起つて重傷を負つた。ところが、退院してきたら、滞在先の家族の人から迷惑がられて非常にひどい仕打ちを受けた。そこで、例えば日本でいうとキャンベラにあるオーストラリア大使館に訴えた。パリにある領事館にも訴えた。あるいはオーストラリア政府の観光局にも訴えた。けれども、親切に対応してくれたのは、返事をしていたいたのはオーストラリア政府の観光局だけだ。日本の領事館、大使館両方とも親切にはしてもらえなかつた。帰つてきてこの人は、我慢がならぬので裁判に訴えているわけです。これもやはり領事館、大使館がその場で対応してくれたらほつとして帰れたらと思うのです。

サンフランシスコの例をもう一つ。娘が金を盗んだというその告げ口をされていじめられているとか、食事がひどいのだ、レタス一枚だという例もありますけれども、いろいろそういうひどい目に遭つていくからといってお母さんのところへ電話して、お母さんが、それは娘をひとり旅に出かけてきたら大変だ、けれどもサンフランシスコ

へ飛んで行くわけにいかないわけですから、その領事館に電話をしたけれども、どうしようもありませんという返事しか返つてこなかつた。これはサンフランシスコの例。

あるいはこれは、外務省、関心を持つてごらんになったかも知れませんが、アエラに出ました。これはおとしの三月十二日です。時間がなにするから簡単に言いますと、かみそりだけがしたから、その処置がおかしいということで、自殺未遂だということと精神病院に入れられてしまつた。そんなのと違うんだと言つても、しゃべればしゃべるほど弱い語学力ではどうにもならなくて、助けてもらえなかつた。お母さんが飛んで行くわけですから、これはきよう申し上げる時間がありません。また後で、文教委員会が文部大臣とも話をしなければなりませんけれども、非常にきつた誓約書があるわけですね。行く者には一切権利がない。旅行業者の思うがままになるような誓約書を書かされて行くわけです。ですから、病院から親が大学の現地の先生に助けてもらつて助け出そうとするけれども、どうしてもその現地の業者はうんと言わない。そこでしようがないから、両親からもう一遍全権を弁護士に任すということと委任状をとつて、そして争つた、やつと病院から連れ出した。

そういうトラブルで、この書いてある気持ちは、病院から救出することができたけれども、在外日本領事が救済の窓口になつてくれたらこんな大変な手間をかけなくても済んだのに、これがもう最後の結論みたいになつていく。業者も業者ですけれども、そういう駆け込んでくる場合、今部長がすべて通報するわけでないからと言つていらつしやうけれども、通報があつても個々の人についてはタッチをしないのだとか、どうしようもありませんとか、あるいは一切ナシのつづてだ、こういう例がいかに多いわけです。

そこで、私は、これは個々の領事だとか大使館を責めているわけじゃないのですよ。そういう体制であるということも、先ほどの、あと百人増員

しなければならぬという実態からもわかるのです。わかるのですけれども、こういう泣く人、本当にいい経験をするといつて楽しみにして海外へ行つて、そして帰つてきて、何やといつたら、ひどい目に遭つた、そして恨みは日本の大使館、領事館に残るというようなことは、これは何とかしなければいかぬことだろうというふうに思うのです。留学制度の内容とか、そういう制度とかいうものは文部省の努力が必要だろうと思うし、先ほども言いましたように、旅行業者の認可等については運輸省でしようけれども、こういう実際に被害に遭つた、トラブルが起つたときの窓口というものは、これはやはり在外公館でなければならぬのと違うかというふうに思うのです。どうですか、それは。

○荒政府委員 お答えいたします。

一点は、先ほど申し上げましたように、若い人たちが有意義な海外留学ができるように在外公館が全力を挙げて支援すべきだという点は、我々もそう考えております。

それから、海外における邦人に対してできる限りのサービス、相談に乗る、親身になつて相談するといふのもこれは当然でございます。私としては、そういう考え方で明確に訓令を出して、かつ教育しているわけでございます。

ただ、ただいま先生幾つかの具体例を挙げられました、対応に出た館員の対応がよくなかつたというお話でございますけれども、御指摘の個々のケースについて私どもまだ報告は受けておらないわけでございますが、万が一にもそういう対応をしたあるいはそういう印象を与えたということであれば、私としては大変残念であり、遺憾であると思つておりました、その点は一層指導を強化していきたいというふうに考えております。

○山元委員 外務省の設置法というのを私も見て、その在外公館の皆さんの任務とか責任というのをもう一遍見てみました。明らかに外務省の責任、「海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつせん」というのが任務ですね。ある

いは所掌事務でいうと、「海外における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。」こうなつてゐるわけですね。それは確かにそうであると思つて。けれども、今申し上げました例でいうと、その責任は、物理的にできなければまた別ですが、果たそうとされているわけですね。未成年の学生がががつていったところが一番恨みを残さなければならぬ政府の機関だということ、これは解消しなければならぬというふうに思うのです。

そこで、平成二年のことですが、中山外務大臣がこの問題について答弁していらつしやるのです。その後の経過についてお尋ねをしたいと思います。外務大臣は「それはいわゆるホームステイ先の保証措置がどうあるかという問題じゃないかと思つたのです。だから、この問題については、いわゆるそれをあつせんしている相手の国内にいるこのあつせん者のルート、そういうものを外務省としては、外務省の責任で早急に一度調査をしてみた。」といふことは、日本の業者がいて外国の相手の業者がいて、相手の業者がひどい場合が多いわけですから、そういうものを早急に調査をしてみたいというのが平成二年の外務省の答弁なのです。

もう一つは、同じように中山外務大臣が答えているわけですが、「信頼できる留学あるいはホームステイのあつせん機関というものを確認する方法はないものか一度早急に検討してみたい。」こうなつてゐるわけです。今本場に多いのです、この業者は、何百という業者が、学生行きません、行きませんかとやつてゐるわけですね。ですから、大臣が答えられたのもそういう業者、あつせん機関というものを信頼できるかどうか調査する方法を検討したい、こうなつてゐるわけです。その後二年たつていますけれども、何かあります。

○荒政府委員 ただいま御指摘の中山外務大臣が答弁されました二点のうち、最初のそういうルートとありますが、仲間に入つてゐる業者の実態でございますけれども、これは大変調査は難しいのでこ

ございますが、先ほど申しましたように三月に七十二公館について行った調査におきまして、そういう方面の情報、事実をなるべく把握して報告するようにというふうにやっております。それは今この場で数字的なものはちょっとお答えできる段階でございませぬけれども、一応そういうことで実態把握に努めておるということでございます。

それから第二点の、どういう業者が信頼できるか、そこら辺を調べる、確認するというお話でございますけれども、その点につきましては、私も外務省としては直接の取っかかりの権限といいますがございませぬので、文部省さんの方といういろいろ相談しているところでございます。

それともう一つは、例えば全国高校生留学・交流団体連絡協議会というのは先生御案内のとおりでございますけれども、そういうところともどうすれば実態把握ができるかも含めていろいろやっているところでございます。

○山元委員 三月に調査されたという。二年後です。先ほど私、ちょっと持ってきておりましたが、例の中に、略したのですけれども、例えばニュージーランドで、言っているのに手当てをしてくれないから同じような被害が二人目、三人目と起こっているのを目の前で見ている人が、領事館というところはという感想を持って帰ってきているのです。ですから、丸二年たつて、今ちょうど調査をしているというのは遅い。

ついでこの間も私は東京のお母さんから、この例については名前、私は表に出せません、まだ向こうで娘が食うや食わずでいるのです、何とかしてやりたいけれども、業者がかえっていじめるから私は名前をよう出さぬし、けれどもどんな荷物を送って、手に入っているかどうかからぬと言っているお母さんに会いました。ですから、ぜひ急いでほしい、この確認方法についてもこれはやはりできなければいかぬ。これは後ほどもう少し申し上げたいと思います。

そこで、時間がありませんから、一体どうした

らいいのやというのを具体的に考えてもらいたいと思うのです。

一つは、例えばこの文部省の調査で見ますと、海外に確かに喜んで行く、けれども何かトラブったときに連絡する方法を知らない、教えられないで行く子供、学生が二一から一八%、相当高い率で、これはもう行かす親も私は少し問題があるだろうと思う。いろいろな問題が、どかんとやられることもあるし、レイプの問題も出てきたところに、娘や息子を、行け、これは親ですが、ホームステイ先もわからない、連絡先も教えられないで、学習に、旅行に行く子供たちが二一ないし一八%、どの調査見ても出てくるわけですね。これはやはりいけないことだろうと思うのです。

それはやはり学校なり外務省なりが、海外へ行かれる場合は、本心に安心して行けるように、そういう場合はこうするのですよということを知ちつと知らずような手だてを講じなければいかぬだろう。そのときに一番頼りになるのは、私はやはり在外公館だと思ふのです。少なくとも未成年の子供たちが行くときには、何かあれば、親戚があつたりなんかすればよろしいよ、兄弟がいたらね、けれども、そうでないときには、この地域はこの領事館がここにあって、電話番号は何番ですというところはきちつと教える、そういう手だてはとれませんか。

○荒政府委員 ただいまの点でございすけれども、まず在外公館の方でございすけれども、これにつきましては、再三申し上げますように、我々としてもそういう若い学生さんたちに対しては親身になって相談に乗り、支援するよう、この点は引き続ききちんと指導してまいりたいというふうな思っております。

それから、国内的な問題でございすけれども、そういう若い学生さんたちに必要な情報、それからアドバイス、例えばこういう場合はどういうところへ連絡しろという点につきましては、先ほど申し上げました高留連、全国高校生留学・交流団体連絡協議会を通じて今いろいろと情報の提供を

始めておるところでございまして、また政府広報、これは若干算的にも限られておりますが、私どもはそういうところも通じまして、学生たちに注意事項の啓発と周知徹底を鋭意努力しておるということでございす。

○山元委員 時間がありませんから、ぜひそういう具体的なことを考えて、先ほどありました、設置法に書いてあるような精神が具体化できるように工夫をしていただきたいと思います。

もう一つですが、先ほど申しました、アエラに出ている、精神病院に入れられて、そして現地の大学の先生なんかに助けてもらったというひどい例がありましたけれども、この業者、中山外務大臣が答えになった、信頼できる業者を確認する方法、信頼できない業者が見つかったらこれを排除しなければいかぬと思うんです。

これは、例えばこのアエラに出ている業者というのはE F F Sという業者ですけれども、そのE F F Sというアメリカの業者と業務提携をしている日本のE F F、これは何か難しい名前がついてるわけですが、イー・エフ・カレッジズ・インタースタディ・ファーマーイスト。E F F Sというアメリカの業者、これはアメリカの新聞によりまして、営業停止を食っているんですね、一年半。これは日本の留学生をどんどん受け取る業者ですけれども、一年半アメリカの国際交流局が営業停止をしているんです。その理由というのはいろいろあつて、やはり業者として、例えばホストファミリーの選定がずさんであるとか、留学生に対する監督が行き届きであるとか、こういう理由で一年半停止になっているわけですね。ところが、日本会社とも言える日本のE F Fは続いているわけなんです。どうしてかという悪質な業者に子供たちが渡されていくわけです。

そのことがはつきりとわかつたらやはり、外務大臣が言ったように信頼できる業者を選定するまではいかにしても、悪質な業者は排除をするようなことができるのではないかとこのように思うんです。しなきゃ、これはやはりオオカミの口へど

んど子供たちを送り込んでいくことになるわけですよ。

外務省としてE F Fという会社について御承知かどうか、お伺いしたいと思います。

○荒政府委員 ただいまお話ししたアメリカの会社、似たようなのが二つあると私も承知しております。一つは、これは英語でございすから、イー・エフ・カレッジズ・インターナショナル・ファーマーイストというのが一つと、それからもう一つはE F F S、たしかエデュケーション・スタディーズ・インターナショナル・フォー・フーリン・スタディーというあれだと思ひますけれども、そういう会社があつて、大体どういう活動をしているかについては私も一応のことは聞いております。

ただ、ただいまお話ししましたように、そのうち例えば日本の支部部分がまだ引き続き何か動いているということ、そういうことを、悪質な点につきましては何か排除する方法はないかという点につきましては、私もどうしては例えば文部省、先ほどの高留連等と引き続き検討をしていきたいというふうに考えております。

○山元委員 さつき少し言葉が足りませんでしたけれども、このアエラに出ている例、もう一つは、アエラにもコメントを出している例、もう一つは、自分が子供がこの会社によつて、E F Fによつてひどい目に遭つたということ、今裁判を起こしていらつしやるんですね。それは、例えば高熱を出していても放置されるという処遇を受けたとか、あるいは学校が離れていてどうにも帰れない、晩暗くなつても一人で学校で待っていて、迎えに来てくれるバスも何もないようなところに送り込まれているわけですから。そういうひどいことをしている業者なんですよ。もうそのことは大体承知なんです、外務省としても。

ですから、私が先ほど言いましたように、在外公館やそういう連絡の方法についてきちつと子供たちに教える、政府も教える、あるいは学校も教えるという手だてが一つあるだろうとも思うし、こういう悪質だとわかつた業者というのはやはり

排除していくことがないと、アメリカで一年半営業停止を食っている会社と提携している会社が日本からどんな子供を送っているというの、これは大変なことだと思ふんですね。ですから、そういうことをきちんとこれから、これもしつこく言いますけれども、中山外務大臣が答へられてから二年たっているわけですね。ですから、何らかの方法がないといけないという認識を外務省はお持ちだと思ひますから、それを具体化をしていただきたい。先ほども言いましたように、やはり今年で三万何千人、どんな行くわけです。だから、そういう子供たちが安全に、そういう経験で本当に悔いがない青春というものになるようにぜひ努力をしていただきたいというふうに思ひます。

最後に、時間が来ましたから、別のことですが、これは委員長にお願いをしたいのですが、先ほど恩給の問題で小委員会を開いてほしいということがありましたけれども、私はこの小委員会、地域改善の小委員会なんですけれども、前に私がこの委員会、開いてくださいということ言ったのです。これは、地対財法が切れるそのときに、やはり総合的に論議するのがその小委員会、内閣委員会ではないかという立場で申し上げた。

実はこの小委員会は昭和五十二年に設置されて、そして数回開かれたけれども、その後はずっと開かれていないのです。私も内閣委員会に所属して四年目になりますけれども、これは一回も開かれていないのです。けれども、委員長御案内のように地対財法が切れる、どうするかということで大変な議論があつて、地対協の具申も出しました。国民的な課題であつて、二十一世紀まで残してはならぬという差別の問題を国を挙げて取り組もう、こうなっているわけですね。

私はこの間、党の調査団として北陸の方へそういう実態も視察に行つてまいりました。やはり差別をされて泣いている人がいるわけです。そういうことを総合的に、私たちは私らの主張として、例えば部落解放基本法をつくつてほしいという主張

なんです。そのことの是非というか、その議論はまたその場ですとして、やはりこの小委員会、ずっと七年も八年も開かれなくていいということに私はならぬと思ふのです。ですから、ぜひこれも委員長、お諮りをいただきまして、小委員会が開かれるように御努力をお願いしたいと思ふのですが、よろしいですか。

○牧野委員長 既に理事会で三小委員会の委員長の御承認を皆さんからいただいているわけですが、指名された小委員長と相談いたしまして、また皆さんとも協議させていただきます。

○山元委員 ありがとうございます。

○牧野委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時開議

○牧野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。東祥三君。

○東(祥)委員 公明党の東祥三でございます。

本日は二点について質問させていただきます。第一番目は、在外公館云々の法律の一部を改正する法律案についてでございますが、冷戦構造が崩壊して旧ソ連邦、あるいはまた旧ソ連邦が崩壊して幾つかの新しい独立国ができる、またその他の国々の独立も達成される、さらにまた冷戦構造は崩壊したけれども民族紛争等で非常に不透明な国際情勢が観察される、そういう中で、外交官の方々がいろいろな厳しい環境の中で働かれています。姿に接して、いつも感動いたしているつもりです。

そこで、質問でございますが、今回新たに設置される在外公館六つ、そしてまた廃止される公館が二つと聞いておりますが、この新たに設置される在外公館が置かれる国の治安の問題が最も我々が憂慮しなければならぬのじゃないのか、こういう視点から、それぞれの在外公館が設置される

国の治安状況、あるいはまた任務を遂行するに当たつての困難はないのかどうか、この点について外務省から御説明願ひたいと思ひます。

○荒政府委員 答え申し上げます。

今般の御審議をお願いしております法案によりまして新設されるウラジオストクとハバロフスクでございますけれども、残りは兼轄でございますので、この二つの地域の一般的な治安、安全状況についてお答えいたします。

この地域を含みますロシア沿海地方全般の状況でございますけれども、私どもの認識としましては、全般的にやはり悪化の方向に向かつておるといふふうに認識しております。これはロシア側の数字でございますけれども、例えば犯罪発生件数で見ますと、九一年から九二年にかけて大体三〇%近い増加になっております。また、内容につきましても殺人等、若干凶悪犯がふえる傾向にあるということでございます。

○東(祥)委員 実館が置かれるところについて説明していただきましたが、兼轄といへどもそれぞれの国から当該兼轄する地域に外交官が行つて実情調査等をせざるを得ないわけですから、そういう意味でその他の兼轄が設置される国々に関する状況についても御説明願ひたいと思ひます。

○荒政府委員 御説明いたします。

順番に、手短かに申し上げますが、まずグルジアでございますけれども、御案内のように状況は非常に混沌としておりまして、状況は悪化の方向といひますか、少なくとも現状で改善の兆しは余りないということでございます。

それから、クロアチアにつきましては、これも御案内のとおりでございますが、いろいろ報じられるとおりの非常に危機的な状況が続いておるといふことでございます。

それから、スロバキアとスロベニアでございますけれども、これについては特に現在のところ懸念する状況にはないといふふうに考えております。

悪化の兆しがあるといふような情報には接しておりません。

以上でございます。

○東(祥)委員 現在特に治安が懸念されると言われる国で、なおかつ在外公館が実館としてある国の数というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○荒政府委員 私ども、海外におられる在留邦人あるいは海外への渡航者の生命及び身体保護という観点から、これらの方々に対する当該国または地域における危険の度合いに応じまして、注意喚起であるとかあるいは渡航自粛勧告といった渡航情報、こういうものを出しておるわけですが、きょう現在でございますけれども、渡航自粛勧告、これは観光旅行の自粛も含むものでございますけれども、これが三十五国または地域、それから注意喚起、これはいろいろな度合いの注意喚起がございますけれども、これが三十四国または地域、こういう数字でございます。

○東(祥)委員 在動手当との兼ね合いで質問させていただきますが、そういった国々に派遣される外交官に関しては特別な手当というものが配慮されるのでしょうか。

○林(典)政府委員 先生御指摘のとおり、世界各地で政情不安が深刻化しておるわけでございますが、在外公館を置いている地域においても例外ではございません。

手当の問題でございますが、治安面を含めた勤務環境の厳しい地に在動する者に対しましては、在動手当の算定におきまして純生計費に加えてこれに対する加算を行つております。また、戦争等特別事態が発生した場合には、さらに在動手当に對して特別加算というものを加算しております。

○東(祥)委員 例えばテロ等が横行している国があると思ひます。現実にもあるわけですが、そこで在外公館に勤められている外交官が自分のものとして所有している自動車や爆破されてしまふ、例えばそのとき自動車手当、あるいはそういうところでは概して保険等を掛けるというの非

常に難しいという場面も出てきますが、そういう補償はされますか。

○林(眞)政府委員 一般的な公務災害に対する補償はございますが、今御指摘のような財産の損失に対する補償の制度は現在のところございませ

○東(祥)委員 そういうことを考えていく、検討する対象項目としてお考えになっておられますか。

○林(眞)政府委員 非常に貴重な御指摘をいただいたわけでございます。損害の算出その他いろいろ難しい問題がございますが、私どもとしてこれは緊急に検討しなければいけない問題だという問題意識を持って従来から検討をしております、今後ともそういう検討を進めていきたい、こういうふうに考えます。

○東(祥)委員 治安や安全のみならず、世界百九十九ヶ国ぐらいあるんでしょうか、そのうち日本が承認している国、百八十四ヶ国あるというふう聞いています。在外公館があるところも、大使館だけでも百十館あるわけですから、そこには高地の国あるいは気候が非常に悪い国、空気が希薄な国、汚染されている国、また飲料水が適切に十分に入らないところ、あるいはまた医療環境が整っていないところ、お子さんの教員問題に關しても十分なところ、いろいろあると思うのですが、そういう国々に派遣される外交官及び家族に対して、まず優先順位はどこに置いて在動手当というのがつくられるのでしょうか。具体的に申せば、治安問題が一番優先順位が高いのか、衛生問題なのか、教育問題なのか、この点について御説明願いたいと思います。

○林(眞)政府委員 先生御指摘のとおり、在外に勤務する者にとりましての不安要因というのはたくさんございます。先ほどから議論をされております治安の問題のほか、先生も御指摘のとおり、衛生の問題それから現地のインフラの問題、それから生活必需品が不足している問題、教育の問題、いろいろござい

私どもとして今これをどういう優先順位で考えているかというお話でございましたが、そういうものを便宜的に十五の項目に分けておりますが、そういうものを全部総合的に判断して、これを特勤度というものを決めておまして、どれに一番大きな点数というか比重を与えているということではございません。全体を総合的に判断しているということでございます。

○東(祥)委員 総合的にという言葉はすごく便利な言葉なのですが、それを判断する基準、各項目、教育なら教育、衛生環境あるいは医療環境、どういものが欠けていると特別な配慮をしなければならぬのかという、ある程度客観的な基準がなければできないのではないのか。

世界各国にいろいろな方々が行かれておられますから、外交官の方々の仕事というのは全般にわたる仕事だと理解いたしております。その中に特に自分たちの待遇、境遇を変えることに熱心な大使がいっぱい居れば、その大使の言葉というのは頻りに本省に求めているのではないのか。あるいは自分たちの身分はともかくとして、とにかく外交官としての任務を遂行しなければならぬ、自分たちの処遇はちょっと置いておいて真剣に働いてい

る大使もいらっしゃる。そうすると、声の大きいところは改善されていき、声が小さく献身的に働いている大使館というのはそうでなくなる、そういうことになるのではないのか。

そういう意味で、総合的判断というふうにおっしゃいますが、どのような客観的な基準に基づいてやられているのか。それもまたちゃんと優先順位が多分あるはずだろうというふうに思うのです。日常物資が余り入ってこないところ、日常物資はまあまあいいけれども、入手できるけれども、治安が非常に悪いとか、これは全然違う配慮がなされなければならぬのではないのか、このように思いますが、御説明をお願いします。

○林(眞)政府委員 まず最初の御質問の、声の大きな大使に影響されるのではないかとこの点でござい

いて調査しております。何年に一度か大がかりな見直しをやっておりますが、そのときには当然のことながらいろいろ細かいことについて現地の事情を聞いた上で、本省がそれを判断する。それから、そういう総合的な見直しをしない年におきましても、現地の事情はちゃんと聞くような形になっております。言ってこなければいけないという点ではなくて、現地の事情を聞いております。

それから、客観的な基準という話でございますが、私先ほど総合的に申し上げましたけれども、例えば物資が、野菜が入らないという話と治安というものをどういいうふうに比重をつけていくかというのはなかなか難しい問題でございますけれども、私どもの内部の基準で、例えば現地の気象条件、それは例えば九十くらいに比重を置こう、それから物資の入手のできないでいるというのは例えば三十点くらい置こう、治安の悪さというのは至って、やはり百点を越えるくらいで検討しよう、こういうふうに一一つ一点数をつけておまして、それを加えたもので特勤度を決めていく、そういう意味で総合と申し上げたわけでございます。

それで、それぞれの、例えば医療施設ということでございます、A、B、C、そのほか細かく採点するわけでございますけれども、例えばAというところでは、国内では全く治療ができないという場合にはAとして、それは何点とする、こういうふうな内訳は細かくやっておりますが、最後は総合点みたいなものでやらざるを得ない、そういう意味で総合と申し上げたわけでございます。

○東(祥)委員 わかりました。そういう諸環境、生活環境あるいは治安環境、今御説明してくださったものろの点に直面しているその地域のことを公文書では療養地という言葉を使われてまだやられていないようですけれども、療養地という言葉の意味を理解できる人も最近少なくなっているのじゃないか。まして字を書けと言われたら、これは全く書けない。

それで最近では公称として不健康地かつ特定勤務地という言葉を使っていますが、不健康地はよくわかります。それから特定勤務地といつても、これはどういふことなのか。生活水準が非常にめ

ちゃくちゃに高いのか、あるいはまたリゾート等が完備されていてすばらしいところなのか、それも多分特定という勤務地から意味するものはあるのじゃないのか。しかし、実際中を見ても、極めてきつい、厳しい環境のところを特定勤務地といいうふうに言われていて、言葉と現実が意味するものが違う。英語でいえばハードシップという言葉がすんなり入ってくるわけですが、ハードシップを英語でいうと、過酷な国、過酷な勤務地といいうふうに言われるのじゃないかと思

います。不健康地かつ特定勤務地というより、もろに過酷な勤務地と言った方がすっきりするのじゃないのかと個人的には私は思っているのです。この点について、まず、療養地という言葉は完全に抹殺して、そしてそれにかわる言葉をつくるべきなのではないのか、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○林(眞)政府委員 過去におきまして外務省が、勤務環境の厳しい地を指すに当たって療養地という言葉を使ったことがございますが、まさに御指摘のとおり、療養地という言葉は余りなじみのない言葉でございまして、そういう点からも不適当だということで、最近特定勤務地という言葉を使っております。不健康地と特定勤務地の違いはどういうことかというのも御質問の一環であつたかと思

一年半に一度帰れるところを不健康地というふう
に外務省の中では呼んでおります。現在、そうい
う地は百十一公館でございます。

それから、先ほど御指摘の特定勤務地とござい
ますが、これは先ほどからお話に出ております在
勤手当の加算をされる地域のことでございまし
て、先ほどから申し上げておりますような総合点
によりまして、何らかの措置が必要であるとい
う地を特定勤務地とし、特定勤務地の中でもそれ
を六段階に分けて、それぞれ生活基本費に対する加
算という制度をとっております。

○東(祥)委員 特定勤務地というのは、これはも
う決まりですか。僕は言葉としてすっきりしてい
ないということを申し上げているのですが、これ
はいかがですか。

○林(貞)政府委員 以前は痲瘋地、痲瘋度とい
うような言葉を使っておったわけですが、それが適
当でないということで、ない知恵を絞った結果、
特定勤務地という言葉が出たわけでございませ
けれども、これは決していい意味、特定にリゾ
ンがあつてすばらしい地ということではないわけ
で、先生がおっしゃったような言葉も検討し得る
と思ひますけれども、短くあらわすにはどんな言
葉がいいか、従来から首をひねつてきたわけだ
が、現在のところ特定勤務地という言葉を使わ
せていただいております。

○東(祥)委員 それでは、次の問題に行かせてい
ただきます。

一時半から外務大臣が来てくださるというふう
に聞いておりますので、その前の段階で、パレス
チナ人問題について質問させていただきますと思
ひます。

私たち、特に私は戦後生まれで、日本の安全で
平和で——現在では日本のパスポートを持って世
界を旅行して、そして何か問題があれば在外公館
に駆け込んで、駆け込めばそれなりの日本国から
の保護を受けることができる。こういう状況下に
住んでいる人間にとつてみれば、なかなか理解す
ることができない問題の一つ、なおかつ国際社会

における極めて重要な問題の一つがパレスチナ
問題なんだろう、このように認識いたしております。

その上でまず最初に、パレスチナ人問題とい
うのが、湾岸戦争前と湾岸戦争後、どのように変
化してきているというふうな外務省は認識されて
いるのか、この点についてお考えをお願いいたし
たいと思ひます。

○小原政府委員 お答え申し上げます。

パレスチナ人は、大別して、地理的に二つに分
けることができようかと思ひます。まず、一九六
七年以降イスラエルが占領してその地域に住ん
でいる者、すなわち、具体的に申し上げますとヨ
ルダン川の西岸、それからガザに住んでいる人た
ちであります。それからもう一つは、今申し上げ
た占領地以外の世界各地に住んでいる人。このよう
に大別できるかと思ひます。

そこで、前者の方でございしますが、湾岸危機が
イスラエルの占領地に住んでいるパレスチナ人
にどのような影響を与えているかという点でござい
ますけれども、占領地の外からのパレスチナ人の送
金、これが非常に大きな生活上の収入であつたわ
けでありますけれども、これが相当程度とまった
ということ。それから、イスラエルとの関係にお
きまして、イスラエル本土への出稼ぎなどがい
る制限を受けるようになっていっているというやう
なことで、生活状況が従来よりかなり逼迫してい
るというふうに言われております。

それから後者、占領地以外に住んでいるパレス
チナ人でございしますが、特にイラクによる
侵攻を受けたクウェートから多数のパレスチ
ナ人が、周辺国、なかんずくヨルダンに退避し
て、そこで新たな生活をしているという事態が生
じているということが言えると思ひます。

○東(祥)委員 今局長から御指摘ありました、ク
ウェートにイラクが侵略する、その後多くの方
々がヨルダンに戻られたというふうな御説明があ
りましたけれども、クウェートにおけるパレスチ
ナ人の実態、湾岸戦争前はどのようなふうにな
つて

ているのでしょうか。

○小原政府委員 外国における第三国人の生活状
況に関する御質問でございしますので、包括的に把
握できているわけではございませんけれども、ク
ウェート政府は公式には、パレスチナ人であら
うとこの国民であるという立場を表明しており
ます。そうはいいまして、湾岸危機以降、ク
ウェートからパレスチナ人の数が減つたというの
は事実のようでございまして、正確な数字はわか
りませんが、危機以前には約三十万人在住
していたと言われているパレスチナ人が、危機後
に数万人ぐらゐに減つていっているというふう
に言われております。

どうしてそういう現象が起きているかというこ
とにつきましては、イラクがクウェートを占領し
ている間にこれに協力したというふうに見られて
出国を余儀なくされた者、あるいはパレスチナ
人がイラクに協力的であつたというイメージがク
ウェートの中にかなり広まつたために、出国した
方が得策だと判断して出た人たちがいる。いろ
んな事情でクウェート在住のパレスチナ人が減
つたというふうな承知しております。

○東(祥)委員 湾岸戦争前、クウェートにパレ
スチナ人が三十万人ぐらゐいた。そのうちの多
くの方々がヨルダンに戻つた。ヨルダンに戻
れたのはいかなる理由によるのでしょうか。

○小原政府委員 お答え申し上げます。

理由は詳細に承知しておりませんが、ヨ
ルダン政府がかつてヨルダン川の西岸に行
政権を行使していたということもありまして、パ
レスチナ人に対する出入国がヨルダンの場合非
常に寛容であるということが一つ言えようかと思
ひます。それからもう一つは、親戚縁者がヨル
ダンに多数住んでいるということのために、それ
をつてに戻つたという人も相当多いのではない
かというふうな想像いたします。

○東(祥)委員 一九四八年に第一次中東戦争が起
こる。その結果として大量のパレスチナ難民があ

の地域に噴き出すわけですね。それと同時に、一
九五〇年以降、石油産業の興隆とともにかなりの
人々が、石油産業が興隆しているところにい
る労働者として出ていく。同時に、難民が大量に
出ましたから、UNRWAという国際機関、国連
パレスチナ難民救済機関というのが設立されたわ
けですね。そして、UNRWAに登録されてい
るパレスチナ人の難民の数というのは、多分把握さ
れていると思うのですが、まずこの点について報
告願えますか。

○小原政府委員 お答え申し上げます。

UNRWAに難民として登録されているパレ
スチナ人の数でございしますが、一九九二年六
月現在のUNRWAの資料でございしますが、西岸、
ガザ、それからレバノン、シリア、ヨルダン、
それぞれの地にいます難民を総計いたしまして二
百六十四万八千七百七十七名という数字が登録され
ております。

○東(祥)委員 そのUNRWAの活動地域とい
うのはレバノン、シリア、ヨルダン、西岸地区、
ガザ地区の五地区というふうな書かれてい
ますが、この認識でよろしいでしょうか。

○小原政府委員 御指摘のとおりでござい
ます。

○東(祥)委員 さらにまた、このUNRWAが
行っている活動の内容としては、あくまでもこれ
らの地域にあるキャンプ内の人々を対象にして
いるというふうな理解してよろしいですか。そして、
その数が大体、今お話ししました二百六十四万八
千七百七十七名のうちの九十一万一千人強である、残
りの人々はキャンプ外、これらの地域以外のところ
で生活している。

○小原政府委員 御指摘のとおりでござい
ます。

このUNRWAが対象としているパレスチナ難
民には定義がございまして、その定義によりま
す、一九四八年の紛争発生以前に少なくとも二年
間パレスチナに通常の住居を持っていた者が紛争
の結果住居と生活の手段を失つてUNRWAが活
動している地域に避難してきた者、こういう要件
を満たす者とその子孫というふうな規定されてお

ります。したがって、先ほど申し上げました五つの地域において御説明した数の難民が登録されているわけでありましても、キャンプで生活しているのは約三分の一に当たる約九十一万人ということになります。

○東(祥)委員 そういふ状況の中で沿岸戦争が勃発して、そしてここで悲劇が、いろいろな悲劇がまさに出てくるのです。

外務大臣にわざわざ来ていただいたのは、まさにこの問題を議論させていただきたい、お力をかりたいということ、きょうこのパレスチナ問題をとり上げていただきました。先ほど局長の方からお話ありました、クウェートにイラクが侵略する、そして種々の理由でもって、正確に理由はわからないとおっしゃるのですが、基本的に、クウェートにいたパレスチナの方々がイラクに加担したのではないのか、このように思われて、種々の難あるいは迫害に遭う。その迫害を恐れて多くの方はヨルダンに逃げていくわけです。ヨルダンのみならずレバノンあるいはシリア、一九四八年の第一次中東紛争以来これらの国々に流れていった人々、そこでは何らかのドキュメントをそれぞれの国でいただいております。したがって、いただいている人々は、沿岸戦争が起こって、そして難を逃れるために、ヨルダンを初めてとしてそれぞれの国に逃げる事ができる。

問題は、そういったところと全く関係ない、何のドキュメントを持っていない人が厳然と存在する。それらの人々の中でも、例えばエジプト政府があるガザ地区を、占領地を占有しているときに発行した渡航証明書というのがあります。この渡航証明書を渡した人が自由にエジプトに戻れるという証明書にはなっていない。したがって、どこにも戻れない人々が厳然とパレスチナの中にいる。しかし、数は不明確でございます。

そして、もう外務大臣御存じのとおり、あるパレスチナ人が一九九一年十一月に日本に来ました。まさにクウェートで行われているパレスチナ人に対しての難、迫害、嫌がらせ、こういった人も

のを逃れてインドを経由して日本に届いてきた。まず知りたいことは、そういうパレスチナ人は一人だけなのか、その他にいらっしゃるのか。

○杉内説明員 お答えいたします。

私ども、出入国管理行政上、出入国及び在留状況につきましては国籍をもつて把握しております。したがって、定住国の国籍を取得していないパレスチナ人につきましては、通常無国籍者として記録されることになります。

そこで、我が国に入学してくる、あるいはまたその後で在留している無国籍者の中でどのくらいパレスチナ人がいるかということについては、明らかになっておりません。

○東(祥)委員 時間がないので結論の方からずつといきます。

今、当該の人の名前はまだ新聞で、朝日やその他の新聞で太々的に取り上げられておりますので、ファワズ・フセイン・エルハナフィーさんという方ですが、一九九一年の十一月に日本に来られました。そしてすぐさま難民認定の申請を法務省の方に行います。一年たつて、昨年の十一月にこの方の申請は基本的に認められなくなりまして、そして現在異議申し立てをしている最中でございます。この方の家族、例えばお父さん、お母さんは、沿岸戦争後クウェート政府によって強制退去させられてスーダンに今おります。そしてまた妹さんも同じように強制退去させられてスーダンにおります。そして弟さんは沿岸戦争中アメリカに留学しておりました。沿岸戦争後、アメリカ政府に対して難民認定の申請を行いました。昨年一九九二年四月の段階で難民認定の申請が受諾されました。こういう状況下で起こっている問題です。この方は、今お話ありましたとおり基本的に無国籍です。どこにも行くことができません。

さらにまた出てきている状況の変化というのは、沿岸戦争というものが勃発して現在のクウェートにおけるパレスチナ人に対しての扱い、これはお読みになっていると思いますが、アムネ

ステイ・インターナショナルからもかなりの報告書が出ております。たまたま私がつけているのは、「戒厳令下における失踪、外部との接触を断たれた拘禁、拷問、超法規的処刑の事例」ということで六十一の事例がここに出ております。さらにまた、ガルフ・インフォメーション・プロジェクトというところからも詳細なデータが出ております。

そういう状況の中であるにもかかわらず、日本の法務省としては彼の難民認定の申請を却下してしまつた。弟さんは、ここに法務省のレポートも取り寄せておりますが、先ほど言いましたとおり、沿岸戦争が起こつたときアメリカにいらつしやる、留学している、状況が変化する、そして難民認定の申請をする、そしてそれが受け入れられる。ここで、衝撃的で僕は驚いたわけですが、「イット・ハズ・ビーン・デイト・ミインド・ユー・ハブ・エスタブリッシュト・アウエル・フアウンデッド・フィア・オブ・パーセキューション・アポン・リターン・トゥ・ユア・ホームランド」つまり、あなたが母国へ戻つた場合、迫害を受けるというおそれが十分に根拠あるものであると認定されました。そして、その結果として、あなたの庇護の請求は一九九二年四月二十九日をもって認められました。

今、日本に來ているこの当該パレスチナの方は、二回、現地クウェートにおいて逮捕されそうになつております。そしてそれを、間隙を縫つて友人たちの協力でもって日本に來ました。そして難民認定の申請をする、却下される。異議申し立てがこれからどういふふうになつていくかわかりませんが、難民条約というのは国際法でございます。日本も批准しています。アメリカも批准しています。難民の定義というのは、基本的に要件は同じはずで、にもかかわらず、明らかに事情が違ふ。弟さんは沿岸戦争のときでないわけですから、またその結果、迫害されていない。にもかかわらず、一方においては認定されている。お兄さんである彼は沿岸戦争後もずっと続けなくては行けない。そして日本で難民認定の申請をしたに

もかわらずこれが却下されてしまふ。法務省の方が来ていただいておりますのですけれども、一応、なぜこれは否認されてしまつたのか、そのことをまずお願いいたします。

○杉内説明員 お答えいたします。

私ども、個々の難民認定申請につきましては、本人のプライバシーの保護といった観点や、それから関係者に対する何らかの危害が及ばないか、こういったことを防止するといったような観点から、その申請の有無を含めまして原則として明らかにしないということをやっております。そういった意味におきまして、ただいま先生御提起の個別のケースにつきましても、立ち入った説明をするには差し控えていただきたいと考えます。

○東(祥)委員 非常に不満足な答えでございますが、要するに私の言いたいことは、難民条約というのがある、日本は批准しているわけです。アメリカも批准しているのです。難民の定義の要件というのは基本的に同じです。同じような状況以下、つまり沿岸戦争というのが起こる以前から弟さんはアメリカにいて、当然アメリカ法務省としても難民条約の要件を満たすかどうか、これをやっています。弟さんは認定される、日本は認定されません。彼はどこにも行けないわけです。無国籍です。そういう状況の中で、日本政府として、これは大変失礼ですけども、ある意味で日本の政治的な決断、外務大臣が主導権を握つていただいて、閣議あるいは法務大臣とこういう問題に対して、政府自体として一体どういふふうに考えたらいのか、そういう議論をしなければならぬほど極めて重要な問題じゃないのかと私は思うのです。外務大臣、いかがでしょうか。

○丹波政府委員 大臣から御答弁ある前に、先生もうこの難民の問題、大憲御専門でいらつしやいますけれども、難民条約との関係を二、三度言及されましたので、その点だけ整理させておいていただきたいと思います。あくまでも条約論として申し上げますと、一般

論として申し上げますと、難民条約上、難民の受け入れというものは、それなりに適切であり条約の趣旨ではございまいしうけれども、この難民条約そのものの直接の義務というふうにはなっておりませんで、各国が国内法によって、日本の場合は出入管及び難民認定法ですけれども、独自に判断するというようになっておるということございまして、こういう法務省の仕事に対して外務省がどういう働きかけをするか、どういう考え方で基本的に日本政府として対応するか、これは先生の御議論のところですから、条約上の問題だけ、ちょっと私の方から説明させていただいた次第です。

○渡辺国務大臣 難民問題、非常に難しいことは事実です。日本は難民の受け入れ方が足りないというふうな批判を受けていることも事実です。しかしながら、日本のようなちやんな国で、現実にはそれはルーズにすると、この前も中国とかベトナムとかの難民がたくさん来ましたが、ちよつと緩やかにしたらそれは何万という人がすぐ来ますよ。そういう問題もあるし、何人か道上的問題、国内の狭い国土と多い人口との問題、いろいろ考えなければならぬことでありまして、遠いところから来るというふうな難民もあるでしょうが、問題は近くです。だから、地続きでないからまだその点、助かっていると言っちゃ語弊があるのか知りませんが、本場に難しい問題だな。したがって、条約も、義務づけているというわけじゃなくて、それぞれの国内法でそれは裁いて結構ですというふうなことになる。

当面我々は、一番多かったのがやはり中国とかベトナムですよ。だから、これについてはもう難民が来なくていいように、それぞれ自国で生活できるというふうにしてやるのが一番手取り早いのです。食えないから来るというのは、政治的迫害もありましようが、むしろ貧困のために来る。だから、これは難民じゃないので、本場の意味の。政治亡命でもありませんね。だから、向こうの国で生活できるようにしてやるというの

やはり一種の難民対策なんですな、これは。だから、今後いろいろそういうふうな皆さんの御意見も伺いながら、現実に即して対応してまいりたいと考えております。

○東(祥)委員 今話しているのは、大規模な難民問題ではなくて個々の極めて特定された問題について説明させていただいております。今当該の問題というものは、無国籍でどこにも行くことができず、一方においては本国に帰ったならばしるべき迫害を受けるだろうと言われてるケースでございまして、ところが、日本の場合はそれを基本的に否認してしまつた。先ほど課長からお話ありましたとおり、個々のケースについてはブライバシーの問題があるということでは言えないというところで、お立場上それはそれとしてよろしいんじゃないかと思うのですが、問題は、否認した以上、これは本国に帰つたとしても別に迫害は受けませんよというのを言っているということですね。それを私は今論じているのであつて、それに対して外務大臣としてどのようにお考えになるのですか。中国の問題を論じているのではありません。さらにまた、潜在的などから来るだろうという問題を論じているのではありません。極めて特定された――多くのパレスチナ人は自分の生まれたところ、住んでいたところに戻られてるわけですね。戻られない人々が現実にこの世界にいるわけですね。我々日本人にとって極めて理解しがたい現実ですけれども、現実には現実として起こっている問題です。これに対して外務大臣はどのようにお考えですか。

私の要請は、ぜひ法務大臣とお話をしたいので、この問題に対して政府として明確に答弁していただければ、また、これに対して今答弁することが必要なければ、追つても構いませんので明確なる政府の態度を示していただきたい、このように思います。

○渡辺国務大臣 パレスチナ人については、パレスチナ人の民族自決権は承認するべきだ、基本的にはそういう考え方であります。したがって、そ

のような考え方に基づいて対処しているわけですが、一つ一つのケース・バイ・ケースの問題、例えば今言ったような問題、これにつきましてはやはり法務省が、出入国管理及び難民認定法という法律がありますから、それに基づいてケース・バイ・ケースの問題については適切に対処している、ないと思ひます。

○杉内説明員 一点補足させていただきたいと思ひますが、難民の認定自体につきましては、私ども、難民の地位に関する条約、議定書に従つて誠実に認定を行っているわけですが、その話とはまた別に、在留を認めるかどうかという話はこれはまた別の話ということでございます。

そこで、ある外国人につきましては在留を認めるかどうかということにつきましては、先生御指摘のようないふことで出国できない事情というふうなことがありまして、これは在留の可否決定の際に十分配慮しているというのを申し上げさせていただきます。○東(祥)委員 時間が来ました。どうもありがとうございます。残念です。

○牧野委員長 それではいいですか。○東(祥)委員 時間が来ましたので。委員長から何かお言葉ありますか。

○牧野委員長 総務課長に今の質疑でお伺いしたのですが、質問者はいろいろな条件を言つて法務省の判断を聞いておる。あなたの答弁は、ブライバシーにかかわることであつて答えられないという返事。それじゃ、質問された方の条件以外に法務省として断つ理由があるのですか。それが別の理由としてブライバシーにかかわることであるから言えないというのが法務省の答弁ですか。質問者の質問した条件以外にブライバシー、説明できない、答弁できないブライバシーの条件があつて否認した、その別の条件についてはこれはブライバシーだから法務省としては言えない、こういうことですか。

○杉内説明員 お答えいたします。

私が先ほど申し上げましたのはあくまでも一般論を申し上げたわけではございまして、先生の御指摘のような条件以外にそのケースについてブライバシーの問題があつたとかなかったとか、そういうことを申し上げたわけではございません。あくまでも一般論として申し上げさせていただきます。

○牧野委員長 三浦久君。○三浦委員 まず官房長官にお尋ねをいたします。

官房長官はモザンビークのP.K.O.問題について、二月二十三日の当委員会、いわゆる五原則という前提が満たしているというふうにご考へておる、しかし五原則が満たされているからといって即自衛隊をP.K.O.に参加させるというものではない、そういう趣旨の答弁をなさいました。モザンビークの政府調査団の報告書が出まして、ここにはP.K.O.の五原則は満たしている、そういう内容になっておりますが、これは直ちに自衛隊をモザンビークに派遣をするということの意味するものではないというふうにご判断をされておられる、そのことには変わりはありませんか。

○河野国務大臣 P.K.O.五原則はそれが満たされていけばすべてに出すというふうなものではなくて、そのP.K.O.の五原則が満たされていけば、そこから政治判断をその上で下すという筋のものと、政治的に私は考へておまして、調査団が参りまして、P.K.O.五原則はおおむね満たされておるといふ報告書を提出してくれました。この報告書は、三浦委員もごらんのとおり公開されておりますので、どなたも見えていただいていると思ひます。そこで五原則が満たされたということになると、そこで初めて日本は政治的にどうするかという判断を次の場面で下すというのが順序だろうというふうな思つております。

○三浦委員 官房内閣は憲法を守るということを一応言っております。今、世界、特にアジアの諸国民は、日本の言動に大変大きな注目をいたしておると思ひます。世界ではたくさんP.K.O.が行わ

には国会の決議を必要とすると、そういうことならば公明党さんその法案に賛成するということになりまして、そして、まあ政治は妥協ですから、衆議院で通過しても参議院で通過しなければ何にもならぬわけですから、だからそこは、一番いいことを言ったってしょうがないから、一歩前進のところが半歩前進でとりあえずはいこうじゃないかという政治決定が行われて、それで我々も同意した。廃案にしてしまおうか、それとも一歩前進にするか半歩前進にするかということについては、最終的に政府・与党で相談をした結果、この際は半歩前進でもいいからああいうように修正しよう、こういうことになったわけだ。

○三浦委員 あなたは今、PKO法は憲法違反じゃないと言われた。憲法違反じゃないや、邪魔者だとかそんなことを言う必要は全くないわけでしょう。あなた自身が、これから行おうとしているPKFの解除とか自衛隊のPKO協力業務を本体業務にしようという、そのことが憲法に違反するんなら憲法を変えろ、見直せ、そういうふうに出てくるわけですね。閣僚としては本来は、憲法が邪魔だから見直せじゃなくて、自分のやってることがこれから憲法に違反しようとするなら、そういうことはするなというのが憲法遵守義務を負っている閣僚としてあるべき姿だということこそを私は申し上げて、次の問題、これもやはり渡辺外務大臣の発言に関係する問題です、ちょっとお尋ねいたします。

大臣は二月三日の衆議院の予算委員会、カンボジアで大規模な武力紛争が起きましたね、そのことに関連して答弁されていますけれども、カンボジアでは全面戦争になっている状態じゃないんだ、こう言われて、そしてカンボジアからの自衛隊の撤退というものを否定されたわけでありま

す。実施要領では、大規模な紛争が起った場合には現地の人間は防衛庁長官を通じて本部長に報告せよ、こうなっていますね。ところが、大規模な紛争が起きたら、いや全面戦争がなければ撤退し

なくてもいいんだというふうな、カンボジアの実態に応じて撤退の条件を、いわゆるハードルをどんどん上げていっているというふうな私には思えるのです。これは非常に遺憾なことでありまして、外務大臣は、全面的な紛争、戦争、そういうものがなければ、自衛隊をカンボジアに派兵することでもできるし、撤退をしなくてもよろしいんだ、そういうふうにお考えになっていらっしゃるのですか。

○渡辺国務大臣 それはわかりやすく私が説明しただけであって、例えば全面戦争というのは、大規模な、本場に全地域にわたるような紛争ということの意味するのですよ。しかもそれも、ある程度紛争があつてもすぐ終わっちゃう、本場に臨時的な、何かの間違ひでそういうふうな事態になつたけれどもすぐにそれは取り消したという場合もあるでしょう。ずっと継続されるという場合もあるでしょう、かなり大規模なんだけれども長く継続されると。規模は全面的ではないけれども、ごく一部であるけれども、うんと長く同じ場所、しかも上層部までそのつと承知の上で継続するんだというふうなことでパリ協定の枠組みからはみ出しちゃっているということになれば、それは全面的でなくとも撤退とか中断とかというふうなことにしている考慮の対象としては当然考えられることです。

だから、それはケース・バイ・ケースで見なければならぬので、ここで言葉の遊戯をしてみたところで仕方がない。やはりケース・バイ・ケースで現地の指揮官とかリーダーがそれは判断すべきものだと思ひます。

○三浦委員 わかりやすい説明をしたと言われども、大臣が答弁されているのですから、非常に重みがあるわけですよ。大規模から全面的な紛争にまで至らなければ派遣してもいいとか、撤退しなくてもいいとか、そういうふうな言われから、私は大臣の答弁としては非常に重みがあるからお聞きしているわけです。一つの判断の材料という意味らしいのですけれども。

それならそれで、私はどういう場合に自衛隊の海外派兵を撤退しなければならぬのかを国民の前に明らかにする必要があるだろうと思うのです。ね。ほとんどどんなハードルを上げていかれたものではなかったものじゃないと思うのです。今の法律では、紛争の停止並びにこれを維持する当事者の合意というのが必要ですね。停戦だけじゃない、停戦を維持していこうという合意が必要ですね。それはどういふ場合に崩れたと言えるのかですね。そういう判断基準をやはり明らかにしていく必要があると思うのです。

今政府の方から大体こんなものと聞かえてくるのは規模の問題ですね。実施要領に、大規模な紛争によつてそういう合意が崩れたと認められる場合、その場合には報告せよ、こういうのがあつたら、規模の問題は一つ念頭にあるのだろう。それからまた、当事者が、おれはもう合意を撤回する、という明白な意思を表示した場合、これも実施要領に言われておりますね。そのほかにもいろいろ状況が総合的に判断されなければならぬと思うのです。そのいろいろな状況をやはりもう少し丁寧に国民の前に明らかにすべきだと思つて

います。例えば、今外務大臣がおっしゃいましたような、そういう紛争が繰り返され続けられて行われているというところも判断材料になるのか、それからまた、そういう紛争を起す当事者の目的、意図、背景、そういうようなものについてもやはり国民の前に具体的に明らかにする必要があるんじゃないかというふうに思ひますが、いかがでしょう。

○裁政府委員 どのような場合に具体的に業務を終了するか、撤退するかというお話でございますが、必ずしもその事前に具体的なことが発生してない場合に予断を持って個別の事象を挙げるわけにはまいりませんが、一言で言えば、そのときどきの具体的な状況、これに照らして総合的に判断せざるを得ないというふうに考えられますが、今まで、例えばというところでいろいろ国会で申し

てきておりますのは、先生がおっしゃいましたような全面的な戦況の再開とか、パリ和平協定を明示的に拒否するとか、こういったような場合が例えば典型的な例であろうということをお申し立てするわけですが、その個々具体的なことについては、その場その場で総合的に判断せざるを得ないというふうな考えでおります。

○三浦委員 それではお尋ねいたしますが、ことしの一月二十五日のカンボジアに関する国連事務総長報告、これは、ポト派の軍隊とプノンペン政府軍との軍事衝突というのは支配領土の獲得をめぐるものであるということを言っておりますね。プノンペン政府は、ポト派が雨季に影響力を拡大をした領土を回復しようとしている。一方ポト派は、獲得した支配地域を併合しようとしている。そして通信を妨害しようとしている。そういうふうな支配地域の獲得をめぐる双方の武力集団が集団的な武力衝突を繰り返すということ、このことは戦争状態と言ふのではありませんか。どうでしょう。

○裁政府委員 先生がおっしゃいましたように、長い間紛争、内乱が続けてきておりまして、やつのことでもパリ和平協定ができたわけでありまして、その過程において停戦違反というものはどうしても避けられないのが残念ながら現状でございます。

その具体的な状況と申しますのは、一つにはポト派が武装解除をえんじない。ポト派は、その武装解除をえんじないのはプノンペン政権側が停戦違反をしているからだ、こう言っているわけでありまして。他方、プノンペン政権側は、我々がUNTAACの言うことを聞いて武装解除を進めていたら、ポト派は停戦違反をしてどんどん支配地を拡大してしまつた、したがって我々のこの間の行動は正当なる自衛の行動であるということで、どちらも相手側を停戦違反、自分の方を自衛の行動、当然の行動というところで、停戦違反の繰り返しが行われているというのが現状でございますが、これは先生御案内のとおり、

どのようなPKOが出されています地域におきましても、大なり小なり残念ながら必ず見られる現象でございます。このような現象をもって私どもは直ちに停戦合意が崩れたというふうには判断し得ないのではないかとこのように考えておるわけでありまして。

○三浦委員 停戦違反は当然あつてしかるべきものだといふに言われましても、カンボジアの停戦違反というのは、私は、質的に違う要素を持つていて、特徴を持つていてと思うのです。例えば普通の停戦違反であれば、ある集団同士は停戦に合意している、しかし出先が偶発的に、また散発的に停戦違反をしたというのだと思うのです。しかし、今カンボジアで行われている武力衝突というのはそういうものじゃないのです。もうブノンペン政府軍そのものが軍として行動を起こしているわけでしょう。ボル・ポト派も集団全体として行動を起こし、武力衝突をしているという状況なんですよ。

ですから、この同じく一月二十五日の国連事務総長の経過報告によりまして、何と書いてあるかというと、「十二月に二件の重大な停戦違反が起きた。ボル・ポト派とそしてブノンペン政府」との間の砲撃、砲撃ですよ。「砲撃の頻繁な応酬がバタンバン州のバベル地域で一月にわたって起こり、約一万五千人の住民が家から逃げだす結果となった。彼らの多くは国連難民高等弁務官事務所が」いろいろ手当てをしている。それで十二月の二十四日、二十五日にも、これはUNTAACの施設がねらい撃ちされている。十二月三十一日にも再び同じ砲撃を受けた。その数は二十回に及んだ。こういうふうに行われているのです。

そうすると、一万五千人の人々が避難をしなければならぬようなブノンペン政府とボル・ポト派との軍事衝突です。それも一カ月間にわたつておるんです。これはもう組織的な停戦違反であつて、そんな出先がちょっと停戦違反をやつた、偶発的なものではないかということとは全然質的には違う問題であります。

ですから、その後二月十三日にやはりカンボジアの状況に関する国連事務総長の報告があります。この報告を見ますと、この前の報告をした後というのですから一月二十五日以降ということですね。「第三次経過報告に、カンボジア人民軍とカンボジア国民党はいくつかの地域で、PKK、これはボル・ポト派ですが、「PKKの軍隊である民主カンボジア国軍への攻撃を開始した。」もう国と国との戦争になっていくわけですね。「二つの軍の兵士の移動とともに大砲や迫撃砲による砲撃の応酬も起きた。こうした活動は二つのひろい地域に集中した——バタンバン州西・中央部とコンボントム州北西部／ブレイピア州南・中央部である。より小規模の行動がクラチエ州、シムレア州で起きた。大砲、武装車両、戦車を連動させてもちながら、」ブノンペン政府はボル・ポト派「支配地域の町、バタンバン州のパイリン近くまで進めた。」こうなっているのです。

これは単純な停戦違反というふうなものではない。政府はこういう武力衝突を大規模なものだといふふうにはお認めになりませんか。

○萩原委員 先ほども申し上げましたが、停戦違反がしばしば行われているということは大変遺憾なことであるわけですが、お話をしましたように、確かにカンボジア十九州、二特別市のうちの三州、シムレア州、コンボントム、バタンバン、ちょうどボル・ポト派とブノンペン政権の接点部といえますか、その地域においてしばしば停戦違反が見られるということは事実でございます。

また、おっしゃいましたように、一部の村落の住民の避難というのが行われているのも事実でございますが、現在までのところ、いずれの派におきましてでもバリ和平協定そのもの、そのバリ和平プロセスに違反するということではありませんが、その和平プロセスの基本的枠組みは維持されているというところで、私どもは停戦の合意は保たれているというふうには判断しております。

○三浦委員 自衛隊をカンボジアから撤退させるかどうかということ、バリ和平協定が守られているかどうか、そういう問題じゃないんじやないですか。PKO法に違反しているかどうかということが問われなければならぬ問題じゃないんか。PKO法には何と書いてあるかといえ、自衛隊をPKO協力に出す場合の条件として、いわゆる五条件があります。五条件の一番大事なものは当事者間で停戦の合意がなされた、そして停戦を維持する、そういう合意があるということが条件。それがなくなつたと認められたら撤退、終了しなきゃならないでしょう、法律上は。中断というのは実施要領で書いてあつて、中断の手続はあなたたちの内部規定として書かれていられるけれども、法律から見れば、そういう停戦を維持する合意というものがなくなれば平和維持活動への協力活動というのは終了しなきゃいけないようになっているのです。

すると、今これだけ大規模な衝突があれば、当事者間で停戦を維持する合意がある、存在しているなどとは言えないじゃありませんか。これはもう完全に崩れたと見なければなりません。

すると、一たん崩れれば、今度は新たに再停戦の合意が見込まなければならぬじゃないかというところは、あなたたち言っているじゃないですか。そういう見込みはあるのですか。ボル・ポト派とブノンペン政府の間で再停戦の協定ができるという見通しは今のところあるのですか。国連事務総長の報告ではますます武力衝突の危険性は強まったということを言っておりますけれども、どうなんですか。

○河野国務大臣 お尋ねのとおり、バリ和平協定に基づいて、これはカンボジアの和平の一番大きな枠組み、最も大事な枠組みでございますが、この枠組みなどを根拠に日本からも施設大隊を派遣しているわけでございます。もちろん、五条件というものがございまして、その五条件の中でも当事者間の和平というものは非常に重いものであることはもう御指摘のとおりでございます。

そして、今三浦委員は、和平協定、明らかに崩れているとおっしゃいますが、私どもは、和平協定の枠組みは崩れているとは思っておりません。SNCの会合でもボル・ポト派を含めてこの和平協定の枠組み、和平協定を遵守する、こう言っておるわけでございます。和平協定の枠組みが崩れたというふうには我々は考えておらないわけでございます。確かに残念なことではございますが、局地的、地域的には摩擦が起つていて、やりとりがあるという報道はございますが、UNTAACの明石代表もそうでございますし、我々も、現在でも和平協定の枠組みは崩れたとは思っておりません。

現在でもあの和平協定の枠組みの中でカンボジアの新しい国づくりが、非常に困難な状況ではあるかもしれませんが、つくられる努力がなされている、難民も戻つてきた、選挙人の登録も進んでおる、五月の二十三日からの選挙、制憲議会選挙を目指してそういう努力が進んでおるということ、我々は承知をいたしております。現在、ところろ、したがって日本からのPKO施設大隊を、その作業を中断させるとかあるいは撤退させるというふうなことを考えておらないわけでございます。

○牧野委員長 もう時間です。

○三浦委員 私の、PKO法の停戦を維持する合意が崩れているんじゃないかという問いに対して、お答えがありませんでした。これは非常に遺憾であります。

もう一つ、最後に私は申し上げたいのは、UNTAACの性格が変わつてきているということですね。今まではUNTAACは停戦監視であるとか武装解除であるとかそういうことをやっておつた。ところが今度は選挙を防止するための配置ということというふうに変つてきています。全部が全部じゃありません。

そうすると、これは何に備えているかという、選挙を行うに際してボル・ポト派からの妨害があるだろう、その妨害を排除する。排除の仕方とい

うのはいろいろあるでしょう。いわゆる武力による威嚇、いわゆる存在することによって武力による威嚇をやるとか、また攻撃してきたら反撃する、武力の行使をするということがあるだろうと思うのですけれども、そういう今までの任務を新たに持つようになってきているわけです。

そうすると、それで、そういうPKFと一体の関係としての後方支援というのを日本の自衛隊がやるということですね。今度実施計画を変更して、そしてUNTAACの物であれば武器であろうと弾薬であろうと何であろうと輸送してよろしいというふうに変えましたですね。そうすると、後方支援、いわゆるPKFの第一線と一体のものとしてのPKO活動をやるということですね。

これは憲法九条で言う、武力による威嚇、武力の行使、これは認めないという憲法九条にも私は違反していると思います。したがって、私は、このPKO法の停戦の合意が崩れているし、同時にまた憲法九条にも違反をしている、したがって自衛隊をカンボジアから急速に引き揚げるべき、このことを強く要求して質問を終わりたいと思います。

○牧野委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 きょうは在動法の審議でございますけれども、在動法関係に先立って、大変御多忙の官房長官に御在席をいただいておりますので、初めに官房長官関係の御質問をさせていただきます。

先ほど来何人が触れましたけれども、モザンビーク、ONUMOZへのPKO活動の参加の問題について、私、先般、たしか二月二十三日だったと思いますが、官房長官にどうされますかという趣旨の質問を申し上げました。そのときには柿澤政務次官から報告はお受けになっていたようですが、もう少し事情を知りたいので慎重に検討するという御答弁をいただきました。その後、お約束のとおり、政府としての調査団をお出しになって報告があったわけですが、その報告を私どもも伺わせていただきました。

これにつきまして、先ほど外務大臣が同様の質問に對しまして、報告を受けた上で、この報告の限りモザンビークへ出すことについて無理ではないと思う、しかしこれは政府としての総合的な判断が必要であるので、それも遠くない時期に決めるという御答弁がございました。そういう方向に来たんだな、こういうふうに思います。

それで、官房長官であり、同時に、もし出すとすれば、協力本部の副本部長でいらっしゃる官房長官として、この御報告を受けてどういう判断をされようとしているのか。先ほどのお話では、原則全部条件が満たされていても残されるのは政策判断である、一〇〇%それに対応しなければならぬ必然性はないのだ、こういうふうなお考えは聞きました。しかし、前回の御答弁から比べると大変前向きにお考えいただいているな、こういうふうには聞いておったわけですが、いづつ、どのような御決定をされますか。できた方方向だけでもお知らせいただきたい。

○河野国務大臣 先ほど副総理・外務大臣が御答弁をなさったことに尽きているというふう存じます。

和田議員ももう十分御認識をいただいておりますように、五条件が満たされているか満たされていないかというところは、満たされていないけれどもこれは議論のテーブルにのらないものでございまして、満たされたものが議論のテーブルにのって、副総理から御答弁があったと伺っておりますが、テーブルの上ののったものについては、関係閣僚が御相談をいただいて結論を出す、方向を決める、最終的には本部長の御判断をいただく、こういうことになるわけでございます。五原則は満たされているという報告でございますから、テーブルののったというふうに見ていただいて結構でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、それがすべて行動に移るかどうかということについては、それは全部そのまま派遣につながりますというところは申し上げられませんが、先ほど副総理が御答

弁なさったことに、方向として私もそのとおりだと思っております。

○和田(一)委員 私二月に御質問したときには、モザンビークの実態が、計画どおりければ日本の対応としてタイムリミットだな、こういうふうな考えでございましたが、報告を伺いますと、幸いにしてというか、計画が若干遅れ込んでいて、今からの対応でも十分間に合う、こういう時間的なゆとりは出たように思いますので、さらに報告書には、シサノ大統領も「大いに歓迎する」という発言があらぬようにだし、それからRENAAMO側の事務総長からも、「モザンビークにおいて我が国の要員に会えば非常に嬉しく思う」という表現の発言があったということでございます。私はこういう期待に可能な限りの体制で対応していただけないものか、こう思います。

ガリ事務総長が来られたとき総理にお会いになって、これらのPKO活動に対するお話があった。これは私の理解では、国連のトップと我が国のトップとがこういう話をするということは正式な要請だ、国の名前も挙がった正式な要請があった、こういうふうな受けとめるべきだと私は思います。だとすれば、それへの対応もきちっとした形で対応、政策判断としてこうしますというものがもしその要請にこたえられないものであるならば、それにきちっと理解してもらえようというのでお答えをしないといけない、こう思うのです。やれることだけのこととやっておけばいいやというのでなしに、やれる範囲の中でやるべきことはきちんと総力を挙げてやるという姿勢をぜひお示しいただきたい、こう思うのですが、いかがなものか。

まず外務大臣、副総理としてのお立場で、これは官房決定に重大な発言を持ち、同時に外務大臣としては、先ほどここで言うのはちょっとおっしゃいましたけれども、お教えいただければありがたいと思います。

○河野国務大臣 恐縮ですが、私から先に御答弁をさせていただきます。

ガリ事務総長と官澤総理との会談は私も同席をいたしております。当時、ブトロス・ガリ事務総長から官澤総理に、国連の事務総長としての期待を込めた御発言がございまして、その御発言の中に、幾つか地域を例示的に出された中に確かにモザンビークが入っております。それ以外にもニカラグアでありますとかエルサルバドルでございますとか、幾つかの地域名も入っていたかと思えますが、幾つかあったうちの二つにモザンビークが入っていたことはもう議員御指摘のとおりでございます。したがって私は、当時、期待を込めての御発言だというふうには受けとめましたけれども、この地域について正式、公式な要請だという感じではございませんでした。

しかし、いざいざにいたしても、我が国が調査団を出して報告も受けるという今日の状況でございますから、あの調査団の報告及びその他政治的な判断等を加えて、そう遠からず結論を出すことになるだろうというふうな思っております。議員の御指摘は大変貴重な御意見というふうな受けとめさせていただきたいと思っております。

○渡辺国務大臣 今の官房長官の答弁で尽きていると思えます。

日本は国連の中では常任理事国になるんじゃないかと言われているくらい有力な国ですから、そこに国連が要請して断られてしまったというふうなことになるたら、それはちょっと格好つかないわけですね。そういうものについてはあらかじめ打診といいますか、雰囲気をつつと探ってみるぐらいのことをやるのは、それは当然ですよ。だから、ガリ総長と官澤総理との間で話し合いがあったとしてもその程度のことだろう。選挙に出るといったって本当に応援してくれるかどうかかわからない、最初から立候補宣言する人はないので、やはり漸進的行動というのがあって、そして最終、土壇場で立候補表明、こうなるのですから。立候補表明とPKOじゃ随分違いますから、やはり国連が日本に正式に要請するという場合には、それなりにあらかじめ日本の空気も探っておく必要がある

るという程度のことであつたと私は思っております。

○和田(一)委員 昨年九月に国連総会で大臣自身が常任理事国への意欲のあることを演説されたわけですから、当然前向きに対応されるものと期待をいたしております。先ほどもお話がありました、遠いからとかいう地理的なことではなく、むしろ遠いところまでも来て、従来歴史的な関係のなかったようなところでも日本はやはり汗をかくてくれるのだというあかしが国際的に必要なのではないか、私はこう思っておりますので、前向きに御対応のほどをお願いいたします。

次に、最近のロシア関係について大臣に御意見を伺いたいと思うのです。

御案内のように、ロシアの政局というのは大変混乱をしているのではないかと私は思います。二十六日にも人民代議員大会、一遍は取りやめかと思いましたが、どうやらやはりやるというような情報の中で、どういう結論が出てくるのか。エリツィン大統領との対立の中で、時と場合によっては解任ということもあり得るのではないかと、うような見方で、今世界が成り行きを見詰めている。これはどこの国にとりましても大変大事な問題ではあります、あくまでも内政の問題であるということから、その成り行きをただ見詰めるという状態ではないかと思ひます。

官澤総理は、ロシア支援問題につきましてはエリツィン大統領の改革路線そのものを支援していきたい、こういうお話で、私も、ロシアがせっかく新しい改革の道を歩み始めたのが後戻りにならないように大いに願っております。ただ、そういう中で、先ほどの質問にも関連がございます、今度はサミットを日本がホストとしてやるわけでございますけれども、それに先立つて、このロシアの状況を見ながら、先進国は何かこれを支えていきたいという思いのようになっています。そして、四月十五、十六日ですが、東京においてG7の外相・蔵相会議が開かれる、こういうふうに、先ほども大体その辺でしようと

いうお話を伺いました。

私は、さつき大臣もるおっしゃっていましたが、けれども、日本のロシアに対する支援、これは従来の路線からいって、本格的な支援というのはあくまでも北方領土問題の解決が前提であつて、そして経済不可分の原則は変わらない、こういう建前の上で対外交というものは行われている、こう思っております。先ほども大臣は、政経不可分はやはりそのとおりだよ、こうはつきりおっしゃってられました。

ところが、この四月に持たれます先進七カ国のG7、ここで対ロシア支援に対する具体的な中身を大方まとめることにはこの会議の意味はない、な、こう思っております。とすると、どういう方向でこれをまとめようとおられるのか。今、日本に對して、対口関係で日本は援助しておるにもかかわらず、大変厳しい批判がございます。ドイツからもあるいはフランスからも、非常にいわれなき言い方で、日本が何か妨害しているような言い方もされておまして、支援にもっと積極的に取り組めというような非常に強い声が聞こえるのです。

そういう中であつて、このG7の会議、具体的にはどういう方向で取り組もうとお考えになつておられるのか、まずその辺からお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 この前の、去年のサミットときはG7プラス1ということで、サミットが終わつてからエリツィンさんの話を聞いたという前例は一つございます。それで、こゝしもエリツィン大統領招聘論というのがございます。日本はサミットの議長国でございますから、それについては皆さんの意見も聞いた上で最終決定しようというところで今までのいろいろ打診をしてきたやさきに、フランスあたりから、サミットでは七月になつてしまふではないか、遅過ぎる、もっと早くロシア支援だけについての首脳会議をやるべきじゃないかというようなことが言ひ出されておること、新聞紙上その他皆さんも御承知のとおり、

事実そのとおりです。

ところが、これに對しても両方ありまして、どこの国がどうということとは私は申し上げませんが、ではいつやるのか。それは、四月にロシアではエリツィンさんが命運をかけた国民投票をやつて、のるか反るかの大勝負に出るといふのだから、その前がいいのじゃないかという話もないわけではない。しかしながら、幹部が集まつたただ応援しようと言ふだけで、かけ声だけで中身が何もできない、大砲だけでつかいけれども弾は飛んでこないというのでは、これも去年二百四十億ドル、国際的な支援だと言つたけれども、なかなか実行はうまくいかないといふふなことがあるから、それはちよつとかがなものと議論もあるのです。

だから、集まるからには、まず準備ができて、それでは具体的にこれだけのことをやるというのでなければ、集まつてかけ声だけかけたつて困るのじゃないか。いやしかし、かけ声だけでもかけないよりかけた方がいいじゃないか、それが選挙の足しになるのじゃないかと言ふ人もないわけじゃない。実際のところそんなんです。

いや、それだつたら、まず首脳が集まる前に、四月の末に大蔵大臣の会合を今度やるそうですから、そこで外務大臣といつてもなかなかちよつと遅過ぎるな、もつと早めたところで七カ国の外務大臣と大蔵大臣の会合をやつて、そして、この間シエルバではロシアの第一副首相を呼んで、どういふことをしてもらいたいのかという話は聞いておりますから、まだ、だれを呼ぶかどうかは別として、決まつておりませんが、それをやつて、そこである程度の案を練つて、それからサミットになぐとか、東京サミットのときには実行といふこととまで決めるか、一部分は先取りするか、そこらところは決まつていませんが、いずれにしても相談をしてみればどうですかといふことで目下話し合つておる。

でも、言つていいことと悪いことがあるらしいんだ。あるけれども、ちよつと今ペーパーを持つていなかったものだから、少ししゃべり過ぎた嫌いはありますが、そういうことで、どうするかも含めまして、話を内々しているといふのが事実であります。これも決まつたわけじゃない、反対している国もあるから。

○和田(一)委員 今のお話で、例えば香港のシエルバでロシア代表、あれは副首相ですか、見えて、具体的に二百億ドルぐらいの金融支援を要請した。シエルバ会議等そういう数字まで出てきて、大変具体的な話に入つていきそうな雰囲気があるものですから、これは四月に入つてG7をやれば、そういった要請を踏まえて具体的な中身が出てくるのかな。一部新聞には、日本は今度は三十億ドルかという数字まで出ていふといふふうに伝わつておるものですか、そうなる、これは対応そのものが、日本は日本としてのロシア対応といふものをやはりきちつと踏まえた上でないといふまいぞという思いがあつて私はお聞きしております。具体的には、今大臣、相当突っ込んだお話をまでしていただきまして、これからの対応が日本としては十分できるなといふふうに受けとめまして、それよろしいですね。

○野村(一)政府委員 お答え申し上げます。先ほど大臣から御答弁ございましたように、具体的な支援の策と申しますか、そういうことについて実務的に申しますか、そういう詰めを行うといふのがやはり必要であるといふことで外務大臣・大蔵大臣会合をやるわけでございますが、じゃ具体的に個々にどういふ内容のものかといふことにつきましては、先生御案内のとおり、各国首脳の個人代表としてシエルバといふのがございます、シエルバの間で鋭意検討を重ねまして、そこでコンセンサスと申しますかその結果があらわれてくるものでございまして、現状におきましてまだ個々にどういふものとなり得るかといふことについて具体的に申し上げる段階ではございません。

○和田(一)委員 ちよつと角度を変えますと、今まで二百四十億ドルの例のサミットでの話も、やはり受け皿もできてないという状態の中で空回りしているわけですから、そういうことを十分御存じの皆さんが対応していくのですからむだなことはないと思います。

ただ、日本が引き受けるようなものがあるというのか。政経不可分とさつきも大臣おっしゃっていた、そのことを私は非常に重く受けとめておりますので、これを大臣に基本に置いていただきたい。

私は一つ非常に気になっておるのは、去年の十二月八日にエリツイン大統領が大統領令というのに署名をしました。それは、千島や北方四島について、この社会経済発展計画に関する大統領令というのに署名をしました。これは非常に問題の多い姿勢ではないか、こう思っておるものですから、これは北方問題をこれから解決していくという上には非常に大きなマイナスな姿勢だ、私はこう見ておるので、こういうことが吹っ飛んでしまわないように、こういうことをきちっと解決していくということが基本にないと、ロシアの支援といつても前へ進んでいけないのではないかと、私はこういう思いがござります。この大統領令については予算委員会での書記長も大臣に御質問をして御答弁いただいておりますので、重ねて御答弁は結構でございますけれども、この点はひとつ指摘をさせていただきたいと思ひます。

それから、きょうもう一つ、限られた時間の中でお尋ねしておきたいと思うのは、実は最近やはり新聞に大きく出ております朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮のIAEAの査察について、査察をノー、こう言つてNPTを脱退したという現状がござりました。これに対して制裁措置を加えるかどうか非常に大事な事になってきたわけですが、このいわゆる北朝鮮の実態についてなかなか伝わってこない。我が国のごく近くにこういう閉鎖国家がある、それも非常に独裁国家である、こういうことで、その国が今核疑惑を持たれて、そ

の査察に対してNPTを脱退するというようなニュースはやはり非常に大事に考えております。したがって、外務当局として、私も十分承知していない北朝鮮の実態についてどの辺まで把握されているのか、国民生活の現状であるとか政権の安定度であるとか、そういうことについてお知りのことをまずここでおっしゃっていただきたいと思ひます。

○池田政府委員 北朝鮮の実態につきましては、ただいま先生が御指摘なさいますとおりでございます。大変閉鎖的な孤立した国家でございます。その実態についてはなかなか見えにくいというのが現状でございます。私もどなたもいたしましては、そういう境界の中でできるだけ関連の情報であるとかあるいは資料等を収集したり分析したりして実態の把握に努めているところでございませうけれども、何しろ統計等が一切公表されておられません。したがって、そういう点では推測の域を出ない点は大変多いわけでございませう。

ただいま御質問の国民生活の現状でございますけれども、この点につきましては、もちろん公表されておられませんので詳細は不明でございますが、例えば一人当たりのGNPがどれくらいであるかということにつきましては、韓国の中央銀行の推計によりますと、九一年の一人当たりのGNPは約千ドルというように推計しております。

それから、経済成長率につきましては、韓国側の推計によりますと、九〇年がマイナスの三・七%、あるいは九一年がマイナスの五・二%となつておりました。いずれにしましても最近経済不況が目立っているというところでございませう。生活面について見ますと、一般的には食糧が不足していると言われておりまして、また、外国人が多く訪問いたします首都の平壤と地方との間には生活のレベルにおいてかなり大きな差があるというように言われているのが現状でございます。

○和田(一)委員 政権の安定度等はいかがでしょう。

これは第三国の政権の安定度でございますが、私も推計をいたしますことは必ずしも適当ではないと思ひますので、その点については御勘弁を願ひたいと思ひます。

○和田(一)委員 ちよつとこれは共同通信のニュースですが、北京発ですね。平壤市の公安当局が街頭に張り出した布告は、今市民に、一世帯一カ月の電力消費上限五十キロ、アイロンや電気製品の使用は届け出義務にして、違反者は家族とともに首都での居住権を剥奪されると警告しているというニュースがございました。エネルギーも大変不足しているんだと思ひます。一世帯五十キロワットというのは、東京電力によると、日本では昭和三十年ごろの水準というふうに報道で書いてございます。食糧も今大変不足だ、こういうお話も聞きました。経済成長もマイナスだというふうにも聞きました。こういう国が核の開発は平和利用だというならば、やはりそういう調査について協力してもらわないと、私も不安を感じざるわけですね。まして最近足長の長いミサイルまで輸出しているというふうな報道もあるわけでございまして、私は、外務当局として最近のこの北朝鮮の一連の動きについて、特に、いっとき新聞で読んだのですけれども、日米韓で今セキュリティーについての対応を協議し始めたような報道がありました。事実でしょうか、どうでしょう。

○池田政府委員 北朝鮮の現状が極めて不確かであるということを前提といたしまして、単に日本のみならず、その他の関係国もいろいろな場合に備えた事態を控えて、それぞれにそれなりの研究はしていると思ひます。しかしながら、ただいま先生が御指摘になられました報道につきましては私も承知しておりますけれども、日本とアメリカと韓国の事務レベルでそういった事態について特に協議を行ったという事実はございません。

○和田(一)委員 もつといろいろ聞きたいのです。時間が来てしまつたようでございます。また

機会を新たにしたいと思ひますが、何か非常に緊迫しているような雰囲気を感じておりますので、そのような対応をお願いしたいと思ひます。

在動法につきましては、附帯決議をつけさせていただきます。十分対応していただくようお願いいたします。

○牧野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○牧野委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○牧野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○牧野委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、浅野勝人君外三名から、四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山元勉君。

○山元委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について引き続き検討の上、適切な措置を講ずべきである。

一 国際情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、

世界の平和と繁栄のため我が国がその国力にふさわしい国際的責任を果たし、積極的な外交を展開するため、外交実施体制、特に在外公館の基盤整備・機能強化に努めること。

一 我が国外交の第一線拠点にふさわしいものとなるよう、長期的計画に基づき、在外公館事務所及び公邸の整備・拡充を進めるとともにその国有化の推進に努め、併せて在外職員宿舎の整備に努めること。

一 海外での事件、事故及び戦乱、クーデター等の緊急事態に備え、在外公館の緊急事態対応能力の強化に努めること。

一 緊急事態に際しての邦人の救援保護を含む邦人の安全確保を図ること。また、在外邦人の医療対策に一層配慮すること。

一 世界的に治安状況がますます不安定となつてきている傾向にかんがみ、在外職員が安全にその職務を遂行しうよう警備・防犯対策の強化に努めること。

一 在外公館における外交活動の能率促進のために通信体制の強化・事務機器等の近代化に努めること。

一 在外職員、特に自然環境等勤務環境の厳しい地域に在勤する職員が、安んじて活発な外交活動を展開しうよう、勤務・生活環境の整備、待遇の改善等に努めること。

一 館員による活発な外交活動を支援するため、在外公館における質の高い現地職員の確保・増員及びその待遇改善に努めること。

一 海外子女教育の一層の充実を期するため、在外日本人学校及び補習授業校の整備・拡充、教師の増員、父兄の子女教育費の一層の負担軽減に努めるとともに、帰国子女教育の充実のための制度改善及び施設の整備等の対策を総合的に推進すること。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっていることと存じますので、説明は省略させていただきます。よろしく御賛同くださいますようお願いを申し

上げます。

以上であります。

○牧野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧野委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺外務大臣。

○渡辺国務大臣 ただいま在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を可決いただきました。まことにありがとうございます。

また、本法案の御審議の過程においては、外交活動の基盤強化につき、深い御理解と貴重な御提案を賜ったことに対し、厚く御礼を申し上げます。法律案と同時に可決されました附帯決議の内容につきましては、御趣旨を踏まえ、できる限りの努力をしてまいりますので、今後とも皆様の御支援方よろしくお願いを申し上げます。まことにありがとうございました。

○牧野委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○牧野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○牧野委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時七分散会

平成五年四月二日印刷

平成五年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局